

(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」

(外袋)

天保九年歳在戊戌春正月  
御朱印御改  
御代替御礼  
参府記  
六角堂  
池坊専明代

(表紙)

天保九年歳在戊戌春正月  
御朱印御改  
御代替御礼  
参府記  
六角堂  
池坊専明誌  
天

(前略)

○参府に伴う諸手續き・準備  
および道中の記事は省略。

四月十五日、快晴、辰、

一、今朝五ツ半時、川崎宿出立之事、

途中神奈川方

紗衣 修高輪袈裟 上ニ黒秋田織  
下ニ白羽二重

侍中野袴着用、

四ツ時、品川着にて、

観音堂前 釜屋方

出迎 相田丞輔 相田半三郎

高橋休嘉

称名寺 秀房  
関法眼 次郎右衛門 牧保三郎代  
伊勢屋伝兵へ

花屋中

右之通出迎にて酒宴、飯等出馳走之事、出迎花屋中へハ此方方出し候趣  
にて、酒出申候事、

長サ六尺斗、巾老尺斗、

池坊門弟中出迎所

紫幕者不用之事、

其後茅場町薬師別当

旅宿 知泉院へ着之事、

せんし茶・菓子壺折

智泉院へ

火事見舞  
翁水から 牧保三郎へ

江戸着土産物

花筒 季鷹之書 翁茂カ

同断

唐更紗 帛紗 (承真カ)

梶井宮懐紙 如露 扇五

冷泉殿短冊 扇子五

棗老ツ 帛紗老 寅宝書念仏さし 如露

如露 帛紗 花図 扇子五 先代方預り

如露 帛紗 花図 扇子五

○大徳寺書二 短冊 帛紗 如露 如露 如露 如露

○急須ニ 花図 広しまようし紅

小児へ

牧保三郎

小高隼太

称名寺

水谷齋跡

相田半兵衛

相田半左衛門

服部源左衛門

岩崎彦右衛門

相田半兵衛

如露 扇子五 短冊 花図

到來食  
提重菓子入  
菓子老折  
うす茶

川村理兵衛

大黒屋三右衛門方へ火事見舞  
かた  
炭屋七左衛門方へ

四月十六日、快晴、巳、

蒸菓子  
扇子五  
ふくさ  
扇子五

い七太へ  
い七伝へ

一、昨十五日、道中無滞江戸着二付、今日者休足之事、

一、牧保三郎入来之事、菓子到来 一、小高隼人入来之事、

一、相田丞輔入来、菓子到来 一、相田半三郎入来、

一、伊勢伝入来、肴酒到来、

一、明十七日、

御大老・御老中・御若年寄・寺社奉行

着府御届廻勤二付、陸尺・笠籠持人足申付候事、相田屋丞輔殿セ話

二而、八丁堀一通り二而申付候処高料也、

陸尺老人 四百文 老人二付支度料者  
度二付六十四文 但三人也、

笠籠 途中用意弁当入ル  
不用二相成候

三百五十文

(忠良)

一、寺社御奉行青山因幡守殿へ、着府御届申上節差出候願書、京都方之御添

翰差上候事、

小奉書二相認候事、上包美濃紙

上  
京都六角堂  
池坊

奉願口上書

一、此度拙僧儀、参府仕 御代替御礼申上度、京都御奉行所江奉願

候処、勝手次第出立仕候様被仰渡、出府仕候、先格之通御代替

御礼奉申上度、則例書相添奉願候、以上、

天保九年戊四月

京都六角堂頂法寺

池坊印

寺社

御奉行所

先例書

京都六角堂

池坊

一、惇信院様御代始 (徳川家忠)

延享三年寅六月、專純儀、恐 (池坊)

悦奉申上、三御所様江御同様 (徳川吉宗・家重家治)

十帖老本老台宛奉献上、同月

十日御暇之節、時服二拝領仕

候、

一、浚明院様御代始 (徳川家治)

宝曆十一年巳四月、專意儀、 (池坊)

恐悦奉申上、両御所様江御同 (頼川家重家治)

様十帖老本老台宛奉献上、同

月七日御暇之節、時服二拝領

仕候、

一、大御所様御代始御礼参府之儀、 (徳川家吉)

早速可奉願処、先住専定儀、 (池坊)

■病氣罷在、延引相成、

寛政九年巳四月、繼目御礼奉

申上、両御所様江御同様十帖 (頼川家吉・家忠)

老本老台宛奉献上、同月五日

御暇之節、時服二拝領仕候、

戊四月 (天保九年)

奉願口上書

一、御代替御礼奉申上候節、 (徳川家吉・家忠)

三御所様江御同様十帖老本献上仕

度奉願候、御暇被下候節、時服

小奉書  
願書老通

中奉書半切  
願書老通

中奉書半切  
例書老通

手扣三通入老包  
都合四包也、

中奉書半切

例書

京都六角堂  
池坊

中奉書半切

上

京都六角堂  
池坊

<p>二被下置候様、是又奉願候、以上、 京都六角堂頂法寺 池坊(印) 天保九年戊四月 寺社 御奉行所</p>	<p>京都六角堂頂法寺 池坊 御代替御礼申上候節衣鉢 白素絹 紫紋白五条袈裟 紫指貫</p>	<p>京都六角堂 池坊 文政五年午閏正月、当池坊繼目 御礼参府仕候節、御奉行 水野 左近将監様、 同年二月朔日、繼目御礼奉申上、 同年五月日、御暇時服二拝領仕候、 同六月日、立華 上覽之儀被 仰 渡候、 同八月日、立華 上覽前々日、御 床御花瓶等拝見之儀、先例之通 被 仰付候、</p>
--	--	---

右同日  
上覽御当由十一日、於 御城立  
華可相勤旨被 仰付候、

中奉書半切二認、三通  
とも一諸二美濃紙にて  
上包、手扣として、  
是ハ若御尋之儀も御座  
候哉と奉存候間、私手  
扣二持参仕候由申相  
渡、



上包美濃紙二ても、半  
紙二てもよし、

改本紙

右同日立華 上覽之儀、十二日  
可相勤旨被 仰付候、

同十日、御床御花瓶拝見登 城  
仕候、  
同十一日、木物下指登 城仕候、  
同十二日、御<sup>立</sup>華<sup>華</sup> 上覽無滞相  
勤申候、  
同十四日、立華 上覽為御褒美  
御銀十枚頂戴仕候、  
右之通御座候、以上、

京都六角堂頂法寺  
池坊  
茅場町薬師別当  
智泉院  
旅宿

右之通相認候願書類都合四通持参之事、

取次 服部源左衛門落手有之、猶当廿七日御礼窺二罷出候様被申渡候事、

四月十七日

一、旅宿座敷入口へ左之通書付出し置申候事、

先例之通 御用相济候迄、花稽  
古并口伝等之儀、御断申入候事、  
月日 家元

小奉書  
豎紙

四月十六日

- 一、林春塘方味噌白・赤二桶到来、
- 一、同人方大鯛壹尾・海老到来、

水野越前守殿御内

岩崎彦右衛門

青山(忠良)因幡守殿

寺社役

金森丞左衛門

山室弥兵衛

服部源左衛門

丹波ニテ

(本田三郎右衛門舎弟  
中野戀意之仁也)

三日・十三日・廿三日

是ハ最初ニてもよし、

朔日・十一日・廿一日

是ハ手紙斗、小封斗也、

御用人仕立飛脚也、

天保九年戌年

四月十七日、快晴、午、

一、当十五日江戸着府、昨十六日休息、今十七日着府御届廻勤之事、

朝五ツ半時方罷出、今日御祭日ニ付、御役方御登城ニ付、廻り仕舞候、御懸り寺社へ罷出候事、

近藤泰輔

網代乗物 陸尺三人 笠籠老荷、并当用意候得共、入用ニ無之候事、

磯野源次郎

下部伊助

觀理院へコタエテ此札出ス、先到ナリ、

表門札

長三尺

京都六角堂

池坊旅宿

白衣 修高輪袈裟

名札

四寸老部

京都六角堂頂法寺

池坊

茅場町薬師別当 智泉院

旅宿

117 御給

玄関ハシラ

老尺五寸

池坊旅宿

一、玄関紫幕

御留中張置、

(表紙)

天保九年歲在戊戌夏四月

御朱印御改

御代替御札

参府記

地

池坊專明誌

今日廻勤之先々大名方門番江参上之節、役人先々遣し手札相渡し可申事、門番方玄関之方へ参上(カ)ござりますと申込候事、是者申とも不申とも不苦、右名札相渡し申候事、

扱御門ハ開きたるもあり、又べりたるもあり、開きたるハ正面方入、べりたるハくゞり方入へし、玄関正面へり方玄関へ上り、又手札出し申候事、

口上

京都六角堂池坊此度参府二付、御届申上候、

何ゆへ之参府と尋候得ハ、

御代替御礼・御朱印御改ニ参府仕候由、答申べし、

廻リケ所左之通、廻り順ハ陸尺へ申付、勝手能様ニ廻る事よし、

御大老 (直亮) 井伊掃部頭殿

御本丸 松平和泉守殿 (乗寛)

御 水野越前守殿 (忠邦)

老 太田備後守殿 (資始)

中 脇坂中務太輔殿 (安董)

御本丸 増山河内守殿 (正寧)

御 堀大和守殿 (親善)

若 小笠原相模守殿 (長貴)

年 林肥後守殿 (忠英)

寄 森川内膳正殿 (俊知)

大御所様 (徳川家彦)

御 松平伯耆守殿 (宗發)

老 土井大炊守殿 (利位)

中 (頭)

大御所様

御 永井肥前守殿 (尚佐)

若 本多豊後守殿 (正意)

年

寄

右大将様 (徳川家彦)

御 堀田備中守殿 (正篤)

老

中

右大将様

御 大岡主膳正殿 (忠固)

若 堀田撰津守殿 (正衛)

年

寄

酒井雅楽頭殿 (忠学) 是ハ先例ニ付、此度参府ニ付、御機嫌窺申候由申置候事、

御朱印御懸り  
寺社 牧野備前守殿 御朱印懸り加役  
御奉行 青山因幡守殿 本多下総守殿 (康禎)

阿部能登守殿 (正暲)

松平伊賀守殿 (忠優)

一、青山因幡守殿へ罷出、着府御届申上候上、寺社懸り御役人へ御目ニ懸り度申入候処、例席へ通り申候様との事故、

使者之間之方

物席 別席

右之通之書付張有之、

別席と申処へ通り、控居申候事、

多葉粉盆も出し有之候事、甚丁寧取扱也、

扱無程寺社懸り役人服部源左衛門殿面会有之、

京都奉行所方之

御添翰・御状箱相渡し候、

御代替御礼願書 壱通

并例書 壱通

拝領物献上物願書 壱通

手扣として一包

衣鉢書 旅宿書 文政五之例書三通入 共合

右之通相渡申候処、披見之上奥へ持行、暫相待申候所、程なく同人罷出、委細致承知候、当廿七日窺ニ罷出候様被申渡候事、猶宜敷相頼申候由、申入置候事、

一、本多下総守殿 (康禎) 御朱印懸りニ付罷出、御朱印懸り御役人衆へ御面会申度段申入候所、例席へ通り申候様被申候ニ付、則別席と有之席へ扣居申候、

然ル処、出火之由沙汰有之、旅宿之辺之由二聞へ申候ニ付、則出火之様子ニ付、今日ハ先引取申候由断申、引取申候事、玄関へ断申而もよし、

此時之出火小田原町と敷申所より出火にて、一番原と敷申辺迄類焼、京都出立之節迄ハ、小田原町辺旅宿之心得にて出立之處、江戸へ着、品川先年之にて茅場町薬師二相成候由承り申候儀ニ付、京都ニ而ハ嘸心配致し候事と存、早速手紙も出し候得とも、漸廿八日相届申候よし、江戸之出火は京都へハ四日目ニ相知申候事也、此時本多殿火之見之噂ニ、ふき屋町辺か申事ニ候得とも、ふきや町ハ何方敷存不申候處、其内ニ茅場町敷と申沙汰御座候ニ付、我旅宿之町名ヲ聞、大ニ相驚、早々相断引取之事也、

四月十八日、曇、未、

一、本多下総守殿御朱印懸りニ付、昨日罷出候所、出火ニ付引取、今日御朱印写、

中奉書ニ認候分 九通 壹通り

大直しニ認候分 九通 貳通り 短冊箱ニ入持参、

右之通持参、御朱印懸り御役人衆へ御面会申度段申入候所、例席へ通り申様との事、則

別席ニ控居申候、多葉粉盆も出し有之、茶も出る、

大ニ丁寧也、屋敷ニよりて風儀有之、大ニ権柄之處も有之事也、

多分権柄也、此度ハ青山も至極ニ宜敷両家ともよし、

懸り役人石川甚左衛門

右之御朱印写得与披見之上、張紙ニ

御朱印と斗有之ニ付、写之字書加可申段被申候ニ付、持帰り申候事、

一、御朱印仕立方之事左ニ記、

中奉書ニ認候写 合九通 壹通り、

大直しニ認候写 合九通 貳通り、

手目録 中奉書半切にて 三通り、

御両代表紙ニ包有之候御断書 三通り、

左ニ記、

権現様  
(徳川家康)

山城国一乘寺内壺石之事、全可寺納者也、仍如件、  
元和元年七月廿七日 御黒印  
六角堂

敵有院様  
(徳川家綱)

山城国愛宕郡一乘寺村内壺石事、任元和元年七月廿七日同三年七月廿一日寛永十三年十一月九日先判旨、六角堂全收納、永不可有相違者也、  
寛文五年七月十一日 御朱印

一点一クワクモ相違なし、

此通りニ認候事、文字等も同様ニ氣ヲ付、写取べし、認申し、御朱印 御黒印

ノ文字ハ真字ニテ認べし、

尤年号之下ニ御印有之ハ、(徳川家光)三代將軍迄也、(徳川家綱)四代將軍方、

年号月日

○ 此処へ御印有之候ニ付、此御印スワリ有之候処へ 御

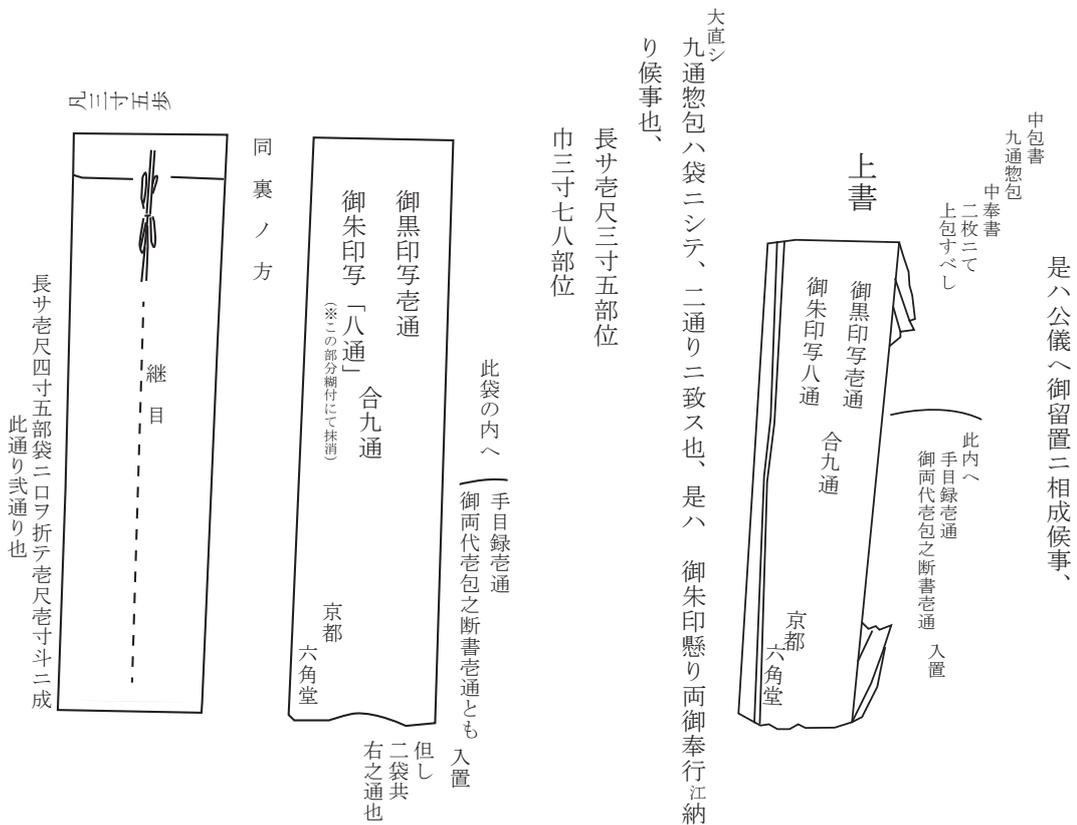
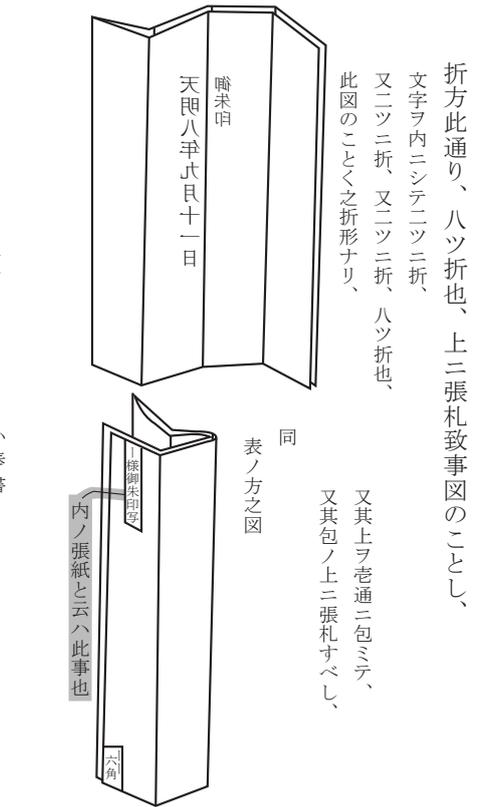
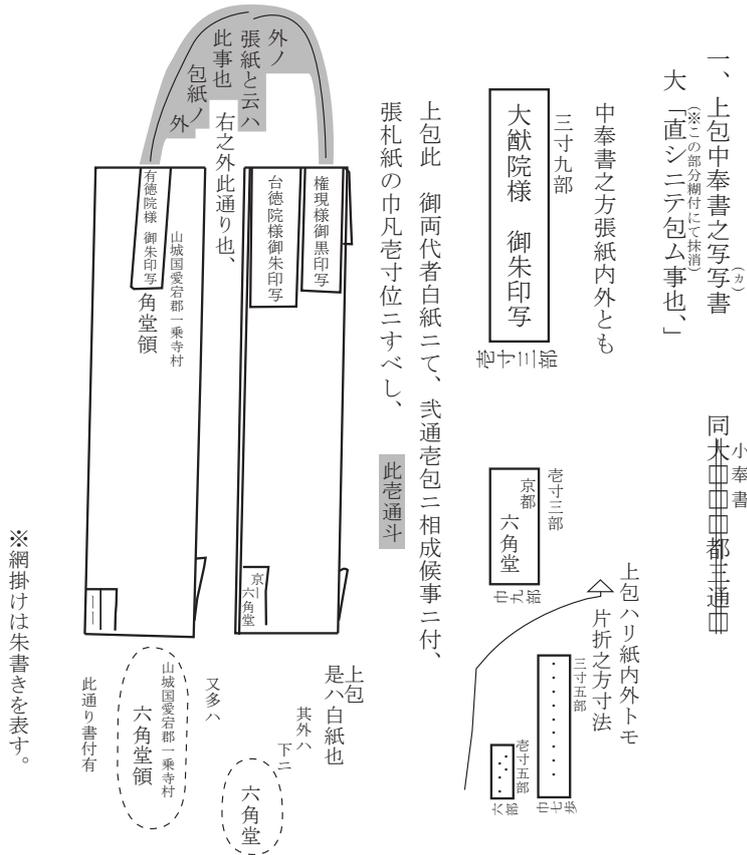
朱印と書也、

三代將軍迄ハ年号ノ下ニ御朱印とすべし、

御朱印之數ハ合九通也、当時にて 十二代様ニ候得とも、

(徳川家康)文昭院様 (徳川家継)有章院様

右御両代 御朱印無之候、御早世故歟、諸寺社ニも同様之事也、



目録

京都御奉行所御支配  
六角堂頂法寺

天台宗 無本寺 池坊

高老石 観音堂附

権現様 御黒印 元和元年七月廿七日  
(徳川家輝)

台徳院様 御朱印 元和三年七月十一日  
(徳川秀忠)

大猷院様 御朱印 寛永十三年十一月九日  
(徳川家光)

敵有院様 御朱印 寛文五年七月十一日  
(徳川綱吉)

常憲院様 御朱印 貞享二年六月十一日  
(徳川吉徳)

有徳院様 御朱印 享保三年七月十一日  
(徳川吉徳)

惇信院様 御朱印 延享四年八月十一日  
(徳川家治)

浚明院様 御朱印 宝暦十二年八月十一日  
(徳川家治)

大御所様 御朱印 天明八年九月十一日  
(徳川家茂)

右之通頂戴仕候、以上、

旅宿 茅場町薬師別当 智泉院

手目録者中奉書半切ニ認候事、

上包 美濃紙

左のことし、

都合三通、三通とも中奉書半切、

手目録 京都六角堂

…此处ニ御改治定之上、月日書入候事、

御朱印御両代老包ニ御座候御断書左之通、

乍恐口上書

一、如何仕候哉、古来方上包白紙老枚二而、

権現様 御黒印

台徳院様 御朱印

御両代一包ニ御座候、如何成訳ニ御座候哉、古来方右之通仕有之候、以上、

天保九年戊四月

御朱印 御奉行所

京都六角堂 池坊(印) (専明)

小奉書堅紙ニ認、

上包美濃紙にて、

都合三通とも小奉書也、

上

京都六角堂 六角堂

戸田采女様御懸り  
宝暦十一巳二月専意師参府之節方  
右之通ニ書付差出ス、其已前ハ  
御朱印写ニ張紙にて御断書相済候事也、

四月十九日 申、快晴、

一、称名寺入来、重■到来之事、

一、伊勢伝入来、酒出し申、

一、小高入来之事、

一、献上物 十帖三本、三台 老台 老部ニ朱宛、  
表御坊主

右、水谷齋跡殿へ相頼申候事、取斗らひにて、別ニ旅宿方持参ニ及不

申、甚便利也、

一、扇子五本入、台とも、都合十八日付候事、老台ハ用意也、

四月廿日、酉、快晴、

一、本多下総守殿へ罷出、石川甚左衛門江面会、御朱印写内見相頼候处、

此通りにて宜敷由、於当月末着帳窺ニ罷出候様被申聞候事、則写三通と

も返却有之、持帰申候事、

一、阿州前野健太郎入来之事、金百疋持参、夕飯出し申候事、

一、立華 上覧之願書、是ハ御目見相済、御礼廻り相勤申候節ニ、懸り寺社

御奉行へ差上申候儀ニ御座候、兼而認置可申事、

上覧願書小奉書堅紙ニ認 老通

同先例書中奉書半切ニ認 老通

同門弟召連候例書中奉書半切ニ認 老通

合三通、同時ニ差上候事、

( ※ 張 紙 貼 付 位 置 )

不用二相成候事、  
 覺  
 寛政九年巳四月、先住参府仕先例ヲ  
(池坊専定)  
 以、寺社御奉行土井大炊頭様江御願  
(利和)  
 申上、願之通被 仰付候、  
 例書  
 一、四月朔日、御城江参上仕御礼申上候  
 御事、  
 一、同日、立華 上覽窺書并先例書差  
 上候御事、  
 一、同五日、於 御城首尾能御暇被下置、  
 時服二拝領仕候御事、  
 一、同十八日、立華 上覽之儀、願之  
 通被 仰付候御事、  
 一、同廿六日、願之通立華 上覽被  
 仰出、日限五月四日ニ可相勤旨被  
 仰付候御事、  
 一、五月朔日、御床御花器拝見、御城江  
 参上仕候御事、  
 一、同三日、立花下指 御城江参上仕、

右小奉書豎紙上包美濃紙

上

池坊

乍恐口上覺  
 一、此度 御代替為御礼参府仕候、右二付、立花奉入 上覽度奉窺候、  
 則例書相添奉願候、以上、  
 天保九年戌四月  
 京都六角堂頂法寺  
 池坊(印)  
(専明)  
 寺社  
 御奉行所

中奉書半切

例書  
 京都六角堂  
 池坊

此例書差上申候処、四月晦  
(忠忠)  
 日、青山様方御召ニて罷出  
 候所、  
 御代替御礼之節、立華上  
 覽之例、  
 近年立華 上覽之例、  
 右二例ニ宜敷候間、認直し  
 可申旨、則閏四月朔日ニ認  
 替持参、

御料理頂戴仕候御事、  
 一、同四日、御当日、真行草砂物都合  
 四瓶、首尾能相勤、御料理頂戴仕候  
 御事、  
 一、同六日、今般立華 上意二相叶、  
 為御褒美御銀十枚被下置、御懸り御  
 奉行於土井大炊頭様被 仰聞、難有  
 頂戴仕候御事、  
 文政五年午二月、当池坊参府仕候  
 節、先格之通被仰付候例書、  
 一、二月朔日、御城江参上仕、御礼申上  
 候御事、  
 一、同日、立華 上覽窺書并先例書差  
 上候御事、  
 一、同五日、於 御城首尾能御暇被下置、  
 時服二拝領仕候御事、  
 一、同六日、立華 上覽之儀、願之通  
 被 仰付候御事、  
 一、同八日、御床御花瓶等拝見之儀、  
 先例之通被 仰付候御事、  
 一、同日、立華 上覽之儀、十二日可  
 相勤旨被 仰付候御事、  
 一、同十日、御床御花器拝見、御城江  
 参上仕候御事、  
 一、同十一日、立華下指、御城江参上仕、  
 御料理頂戴仕候御事、  
 一、同十二日、御当日、真行草砂物都  
 合四瓶、首尾能相勤、御料理頂戴仕  
 候御事、

尤此例書斗下り申候事、  
 門弟召連申候例書ハ納候事、  
 四月晦日之所ニ記し置、

一、同十四日、今般立華 上意二相叶、  
為御褒美御銀十枚被下置、御懸り御  
奉行於水野左近將監様被 仰■、難  
有頂戴仕候御事、

右先例書相違無御座候、以上、

戊四月 京都六角堂 池坊印

覚

文政五年当池坊立華 上覽被 仰出  
候二付、御城江参上之節、召連候人数  
例書、

一、御華具・御床拝見参上仕候節、召  
連候人数、

門弟 相田半左衛門

同 西岡安碩

侍 兩人

下人 兩人

右侍者中ノ口迄召連候、

一、立華 上覽之前日、木之類取組ニ  
参上仕候節、召連候人数、

門弟 松居善右衛門

同 松井権四郎

同 松房

侍 兩人

下人 兩人

外口長持人足四人、但シ式荷、

宰領老人

右侍者中ノ口迄召連候、

中奉書半切、上包  
美濃紙也、

門弟召連候例書

京六角堂 池坊

一、立華 上覽御当日召連候人数、

門弟 坂本雄峰

同 川嶋理輔

同 宮嶋貞藏

侍 兩人

下人 兩人

外二長持人足四人、但シ式荷、

宰領老人、

右侍者中ノ口迄召連候、

右之通ニ御座候、

戊四月

京都六角堂 池坊印

右合三通とも御目見濟御礼廻勤之節、懸り寺社御奉行へ差出し申候事也、

(※張紙)

例書

一、宝曆十一年巳五月十八日、於御黒  
書院溜之御間、立華真行草四瓶奉入  
上覽候、

同十九日、右為御褒美、御銀十枚頂  
戴仕候、

一、文政五年午二月十二日、於御黒  
書院溜之御間、立華真行草四瓶奉入  
上覽候、

同十四日、右為御褒美、御銀十枚頂  
戴仕候、

右之通、先例相違無御座候、以上、

戊四月

京都六角堂頂法寺 池坊△印なし

四月廿日ニ

例書差上置候処、あまり

数多、くだく敷由にて、

同月晦日

青山様より被仰付書改、

閏四月朔日ニ差上候、

例書此通り也、

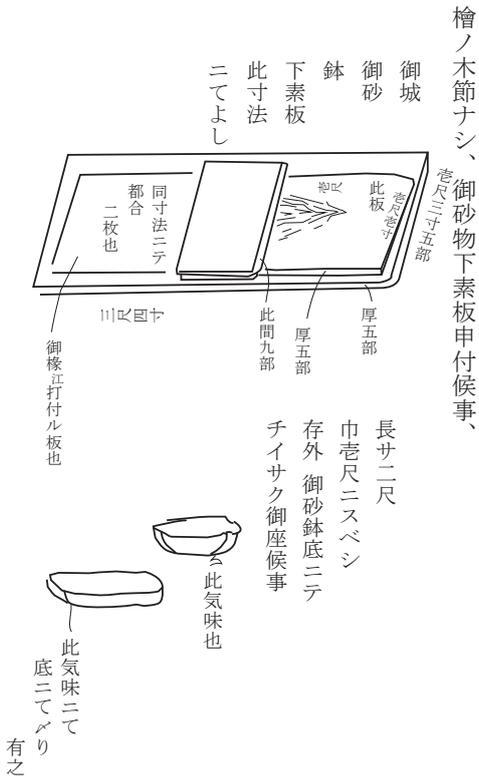
四月廿一日、戌、(以下空白)

四月廿二日、亥、快晴、

- 一、称名寺へ土産物、外二先代之三巻為持遣し申事、
- 小高へミやけ物遣、(奉送) 使長門、(奉遣)
- 一、牧保三郎・伊勢伝へミやけ遣、使長門、
- 一、林春塘・相田半三郎入来之事、

四月廿三日、子、快晴、

- 一、水谷方へ兼而頼置候得とも、猶又念のため献上物十帖三本用意之事頼遣、
- 谷村可順へ大徳寺書扇子ニ先年名染二付、ミやけとして水谷へ頼遣、
- 一、林春塘へあてばんミ木等取二遣し申候事、
- 一、相田半三郎案内にて、江戸見物之事、
- 妻恋稻荷
- 神田明神
- 湯島天神 掃宅之上酒宴にて、今夕半三郎殿止宿之事、
- 不忍之池
- 浅草 中食、酒出ル、
- 野々口 泰輔 (奉遣) 伊助



檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

四月廿四日、快晴、丑、

- 一、相田半三郎案内にて見物之事、
- 一ヶ谷稻荷開帳 一、増上寺 一、芝神明
- 中食・酒
- 一、林春塘方ひらめ到来、
- 一、留守中、水谷入来、
- 一、小高方すし箱入到来、
- 一、水谷入来之事、

四月廿五日、曇、寅、少雨、

- 一、今日方葉松拵二取懸り候事、
- 一、水谷入来、 一、林入来、 一、相田半三郎入来、
- 一、酒井様安井弥左衛門 花図 扇子五 一、上覧圖 町同心相田方引付 扇子五 安原鉄三郎
- 一、長塩甚太左衛門へ 花図 扇子五 右之通持参、 長門罷越候事、(奉遣)

四月廿六日、卯、快晴、

- 一、阿州様御内磐瀬とのへミやけ物遣、(奉遣) まい料 金五百疋 ふくさ
- 右林春塘へ相頼申候事、
- 一、天庄悴市へミやけとして 式朱 瓦扇子五遣、
- 一、磐瀬殿へ肴料金五百疋・ふくさ・女扇五、林へ頼遣ス、
- 一、林春塘・勝浦宗運方たとくわし、にしめ到来、
- 一、称名寺入来之事、酒出し申候也、

四月廿七日、快晴、辰、

- 一、野々口今日方日光山へ出立之事、庄兵衛付添候事、

御玄関番

本郷金助町  
佐藤九郎兵衛  
赤坂五丁目横丁

兼坂登助

御小人

安達次兵衛

御天町東富坂組  
大御番高場儀兵衛  
地名同

本郷富坂  
永坂鑑八

中ノ口番

芝三田魚籃下  
本郷御弓町  
鈴木平右衛門  
水谷齋跡

午刻後方出る、  
一、青山因幡守様江当十七日着御届申上候節、

京都より之御添翰  
御代替御礼願書 并 例書

合四通

献上物願書 手扣沓包三通入

右之通差上、服部源左衛門殿へ相渡候所、猶当月廿七日窺候様被申  
渡候二付、則服部源左衛門面会有之、

今廿七日相窺候処、明廿八日登 城御礼之儀被申渡候事、

供 泰輔(近藤)  
源二郎(磯野) 伊助

左之通、書付被相渡候事、

池坊

明廿八日六半時  
御城江可罷出候、  
四月廿七日

日向半切ニ認有之、

御玄関番方兩人へ遣し置、

四月廿四日登 京六角堂  
城之節 池坊  
衣鉢

白素絹  
紫橘紋白五条袈裟  
紫指貫

衣服書 京六角池坊

一、青山様へ参りかけ、阿州屋敷留守居へ立寄、林春塘セ話ニテ御長屋中見物致し申候、御厩等見物、

一、本多下総守殿へ御朱印着帳窺ニ罷出候所、石川甚左衛門面会ニテ、未相知不申、来月二日三日比ニ又窺出候様被申渡候事、

一、小高隼太入来之事、一、相田半三郎入来之事、

一、明日登 城二付、左之通頼二廻り申候事、

御玄関番 佐藤九郎兵衛へ 長坂登助

此兩人方へハ扇子五持参、

御坊主 水谷齋跡 前田久盛

御小人 安達次兵衛 永坂鑑八

長門・泰輔兩人ニ而廻り申候事、赤坂芝辺ハ泰輔ニ相田半三郎案内ニテ廻勤之事、

一、名札四十枚余持参之事、御老若門番玄関ニテ入用也、

一、明日登 城二付、人足申付候事、

陸尺四人 笠籠老人 長柄 挟箱

弁当入置

雨懸一荷 御老若方へ進物 扇子入置候事

一、長柄・挟箱ハ称名寺方借用之事、

一、御小人永坂鑑八今夕方此方旅宿へ止宿ニテ入来有之、酒・飯等出して

宜敷候事ニ候得とも、断二付、酒もめしも出し不申、見合ニ付蕎麦等出

ヌ事ニてもよし、

右ハ相田方頼、明日登 城之節、下乗後 御玄関迄案内致し申候、御

門々ニ而も右之仁付添候得ハ、断ニも及不申、又込合申候諸家供廻り

之中も通行致しやすし、登 城之節ハ懐中草履など用意致し候ものも

御座候得とも、右之通坊主衆始御玄関御小人等頼置候得とも、懐中草履等ニも及不申候事、

四月廿八日、曇、巳、

一、正六ツ半時方登 城之事、

侍近藤泰輔麻上下、雨天ニハ合羽・わらじ也、

一、網代乗物 陸尺四人 長柄 雨天ニ候ハ、長柄 御玄関迄差懸てよし例也、

侍磯野源二郎 雨懸 是ハ御老若方ヘ 扇子入申候事也、

御城ニ  
用意致し  
有之

挟箱 笠籠 中元伊助

一、献上長持幸領付持参之例候得とも、此度ハ献物水谷へ頼置候ニ付不用、

装束 白素絹 紫紋白五条 紫貫白指貫

一、相田半三郎殿も付添扇出し候事、引受られ候事、

一、名札凡二十枚斗供侍方御老若方御門番へ酒井様差出し可申事、又自分

二も廿枚程懐中、

御玄関ニて入用也、 長サ四寸二三部、巾老寸五部位、

登 城道 大手御門方入、下乗橋方少手前之処ニて下乗、長柄・挟箱も是迄もたせ申候、

夫方歩行ニて参る、若雨天ニ候ハ、御玄関前門も下駄ニテ入、御玄

関前小石之辺方ひとへ草履也、扱御玄関前迄右御小人案内ニて、御玄

関口ニ御玄関番待受、御玄関上申候、壇の上ニ水谷待受られ、松之大

広間へ通る、扱献上ものも用意致し有之、旅宿方巻テ美濃ニて包持参、

たもとへ入置、 下札持参之事、

献上十帖老本老台之図

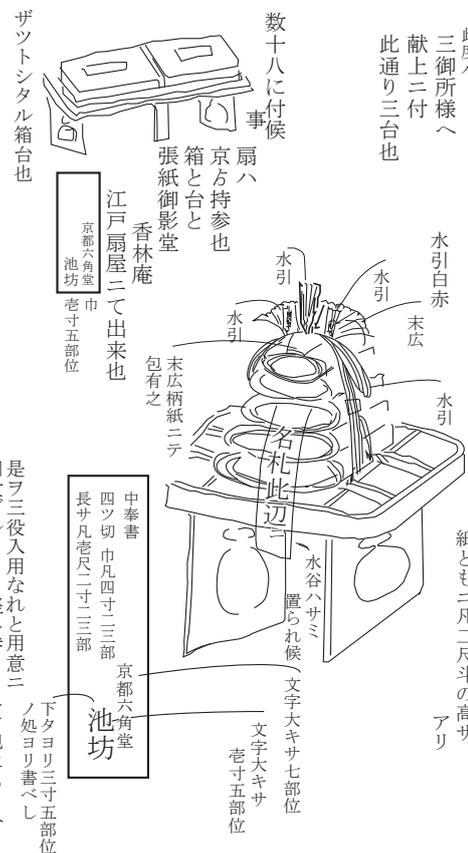
此度ハ

三御所様へ

献上ニ付

此通り三台也

高サ凡老尺四寸位アリ  
紙とも二凡二尺斗の高サ  
アリ



ザツトシタル箱台也

数十八に付候

事 扇ハ

京方持参也

箱と台と

張紙御影堂

香林庵

江戸扇屋ニて出来也

京都六角堂 池坊 老寸五部位

水引

是ヲ三役入用なれと用意ニ  
四枚グル／＼と堅ニ巻ミノニテ包たもとへ  
入テ上リ水谷へ渡し候得ハよし  
下タヨリ三寸五部位  
ノ処ヨリ書ベシ

右献上ものハ巳前常盤橋御影堂七兵衛へ申付候へハ、登 城之節、長持二宰  
領等付申候事ニ付、此度ハ御坊主水谷セ話ニて御城ニ用意致しおかれ申候ニ  
付、大ニ都合よし、

右献上物、老ツニ付老部式朱也、

上下色々御座候由ニ候得とも、それニて可然よし、

水谷申され候事、旧記ニ

昔ハ三十五匁も懸り申候、文政五ニハ廿五匁ニて出来候、書留也、

一、今日殿中ニて、松の大広間ニ扣居可申所、一応ハ松の間へ献上物並へ、

その前ニ着座致し、其上ニて水谷部屋へ案内致され、茶たばこ、くわし

と切めし、にしめ一ツ盆ニのせ出され、休息致し申候、御目見之場所

内見致し可申事、

右休息所へ 御数奇屋方 鈴木宗休

鈴木宗栄

利倉善佐

右之衆入来 上覽之節之儀等咄合有之、

谷村可順

已前方近付二付入来、

中ノ口番 鈴木平右衛門

相田方頼置候二付、御用候ハ、承り申入来、  
餅まんちう到来、

- 一、便所へハ御坊主部屋之便所ニ而も、又ハ 御城之便所ニ而もよし、其内御城之便所之方よし、御坊主部屋甚ムサクテ、モシアヤマチアリテハアシ、小便たけにて下駄はきながらすべるべき事アリ、
- 一、殿中にて 和州柳本 織田大和守殿、

水谷引合ニテ面会、華道稽古之儀御頼有之、

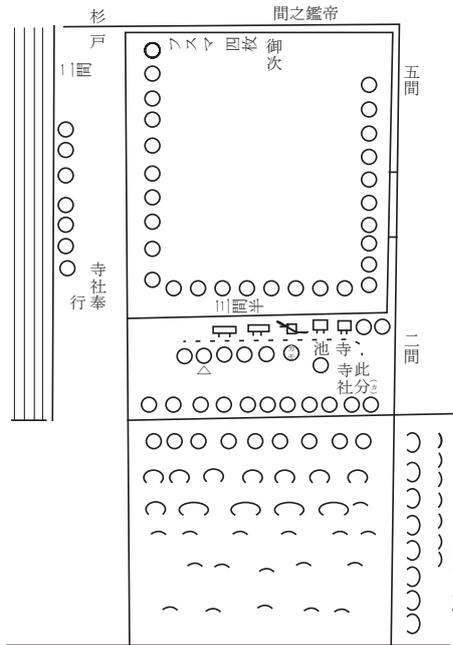
右待合候後、御礼前ニ及申候而、又松の間へ参り扣居申候、此時ハ献上ものも、ちや奥へ廻し有之、

- 一、御礼始り申候得ハ、帝鑑之間へ御坊主案内にて参り、暫隙取、御白書院相済候後御礼有之、着座之場所ハ時ニとりて替り候得とも、此度之処繪図之通也、当年ハ寺社甚多し、

青山因幡守殿、遠国寺社ト斗御披露有之、

已前ハ△印之処ニ着座致し申候事アリ、文政五ノ時也、

此度ハ○印之処、執右ノ壱並びの処、寺社之場所と相見へ申候事也、



右之通無滞相済、直ニ退出之事、

廻勤左之通、

御大老 (松平重寛・水野忠邦・太田資始・脇坂安基)  
御老中 (増山正寧・堀親善・小笠原長貴・林忠英・森川俊和)

御老所 (徳川家春) 同 (永井尚佐・本多正意) 右大将様 (徳川家定)

御老中 (松平宗茂・二軒 土井利徳) 御老中老軒 (堀田正徳)

右大将様 御若年寄二軒

御若年寄二軒 (大岡忠純・堀田正徳)

拾七ヶ所、五本入扇子箱持参之事、

玄関にて口上

外ニ (忠学) 酒井雅楽頭殿 此度 御代替御礼参府之処、今日先格之通御礼無滞相勤、難有奉存候、依之右御礼参上、先例之通扇子差上申候、御序之節可然御沙汰可被下候、

寺社方 阿部能登殿 扇子なし

牧野備前殿 (忠雅)

青山因幡殿 (忠良) 御朱印懸り 本多様へハ参り不申候、

松平伊賀殿 (忠徳) 新役

各口上者、今日ハ 御代替御礼無滞相勤、難有奉存候、右御礼参上仕候、

先例ニ付扇子差上申候、御序之節宜敷御沙汰被下度と申置候事、

寺社方ニハ御礼斗、扇子なし、

松平伊賀守殿、寺社役新御役ニ付、着府御届ニも罷出不申、今日御役付後始而罷出之儀ニ付、則口上申演候後寺社懸り御役人ニ面会致し度段申入、

別席へ通り、京都六角堂池坊今日先格之通御代替御礼無滞相勤、難有奉存候、右御礼申上候御序ニ宜敷御沙汰奉頼上候、扱此度出府当月十五日

着、十七日ニ着府御届廻勤仕候得とも、当御屋敷へハ今日始而参上仕候、

旅宿之儀ハ茅場町薬師ニ罷在候、猶在府中立華上覧等も先例之通相願可

申、則青山様へ出願仕置候、宜敷御頼申上候由申入退出之事、

申、則青山様へ出願仕置候、宜敷御頼申上候由申入退出之事、

寺社役名前 山本市右衛門  
被相渡候事、 加藤角右衛門  
波多桓兵衛

四月廿八日  
御礼濟之統

一、青山因幡守殿江罷出候節、

口上 御代替御礼相濟候、御礼申上候後、服部源左衛門殿へ御面会申  
度段申入候所、則別席へ通り同人面会ニ付、先例之通、

立華上覽願書

同例書

合三通

当月廿日之処ニ願書等留書有、兼而認置候事也、

同門弟召連候例書

右三通とも差出し、宜敷御頼申上候由申入、扱御暇窺ニハ何日比罷出

可申哉与相尋申候所、来月二日ニ罷出候様被申渡候事、

右御代替御礼一条万々無滞相濟候事、相田半左衛門段々心配被致候二  
付、長門揆抄ニ遣、水谷へも長門遣し申候、

四月廿八日

一、阿州様磐瀬殿方酒壺壺、大德利、肴物八寸之重三重、手紙相添、右到

来之事、

一、伊勢伝方肴物到来之事、

一、長塩甚太左衛門入来、菓子壺折到来、

一、水口家老菅亀毛入来、内儀同道ニて、

右到来合肴物ニて酒出し申候、

四月廿九日、曇、午、

一、大黒屋三右衛門方へ到来合菓子持参ニて、長門遣、仮之御世話参、昨

日も無滞登城申候御礼ヲ申て、折節到来合候ニ付として菓子壺折遣、

一、梶佐平太会中・軒号之取次兩人同道入来之事、

一、青山番所窪田忠次郎と申もの入来之事、御番所役人也、

一、牧保三郎方、類焼後深川ニ仮宅、長門遣、昨日ハ 御目見相濟候ニ付、  
安心被下度段申遣、

一、林春塘より蕎麦到来候事、

一、勝浦宗運入来之事、

一、青山因幡守様方御使来、茶たばこ盆等出ス、

被尋儀有之間  
明晦日四時可被相  
越旨因幡守被申候  
青山因幡守  
四月廿九日  
京六角堂  
池坊

役人

向日 半切

御請書  
京六角堂 青山因幡守  
池坊 役人  
御尋之儀御座候ニ付  
明晦日四ツ時参上可仕旨  
奉畏候以上  
四月廿九日  
京六角堂  
池坊  
青山因幡守様  
御役人中様

役人

上包

ミの紙半枚也

伊予奉書  
半切紙

上包ミの紙

青山因幡守様  
御役人中様  
池坊

右之通清書遣ス、

一、酒井様御内安井治太右衛門入来之事、七十九歳老人、

菓子壺折到来、

在府中 殿様へ罷出候様との事也、

一、京都へ書状出、御代替御礼相濟候段申遣、友七便り也、

一、松盛齋法眼里遊入来之事、くわし料式朱到来、

一、梶佐平太会中・軒号、兩人同道、式人十九ヶ条相濟、

右折紙・席札等相渡候、

かきつ一色出来、直し遣、

四月晦日、快晴、未、

一、青山因幡守様へ今日四ツ時参上可仕旨、昨日御差紙被下候ニ付罷出候

所、服部源左衛門面会ニて、当廿八日ニ差出し候例書相下候、左之通相

改差出候様被申渡、

例書

一、宝曆十一年巳五月十八日、於御黒書院、**淋溜**之御間立華真行草四瓶奉入 上覽候、

同十九日、右為御褒美御銀十枚頂戴仕候、

一、文政五年午二月十二日、於御黒書院**淋溜**之御間立華真行草四瓶奉入 上覽候、

同十四日、右為御褒美御銀十枚頂戴仕候、

右之通先例相違無御座候、以上、

戊四月 京都六角堂頂法寺 池坊△印なし也、

中奉書半切

例書

京都六角堂 池坊

廿八日ニ差出候例書ハあまりニ委敷過候ニ付、却テ■**ダ**々敷候よし、水野様之節之例書ハ此振合のよし被申聞、

印致し置候所、印ニハ及不申候由也、

御代替之節之例と近例と二例ニ

而宜敷由、

京都大変ニ付、病氣と御断申延引、**専定尊師**、天明八年御代替 御礼ハ御流レニ相成申候二付、寛政九年継目御礼、**専定**、

閏四月朔日、快晴、申、

一、**青山様**へ昨日認置候例書持参之事、服部源左衛門殿落手有之、

一、**水谷方**へ一応此度下向中挨拶ニ立寄候事、

一、**酒井様御隠居** 浜町御屋敷へ御窺罷出候事、着後御上屋敷へ者罷出候得とも、未御隠居へ窺不申ニ付、今日罷出候事、

一、**鈴木宗栄方**内々心得のため、上覧之節用意之品承り度由、左之通書付遣、**水谷ニ頼置候事**、

覚

水 手桶ニて二荷

柄杓 壹本

寒水石凡壹升入十袋

水次

如露 壹ツ

水ぬき 二丁

毛氈 十五枚斗

右之通、先例之通御座候、

別断ニ、

油紙十枚斗

是ハ先年宗休様御斗ひニて、御当日

之早朝ニ拝借仕候事、

右之通御座候、

閏四月朔日 池坊

長持式棹蓋之儘相下ケ申候節、御附人被成下候事、

浅草新堀袋町

御数寄屋組頭格

鈴木宗休

同所

御数寄屋方御座敷懸り

鈴木宗栄

下谷池の端茅町

同

下谷池北端茅町 利倉善佐

御数寄屋方

山里御道具番

之内ニて老人

御帳役

表御座鋪役之内ニて老人

已来参府之節、右之通相定置、差支無

之候由、水谷齋跡殿方被申聞候事、

いよ杉原半切ニ認、御数寄屋方御坊主方沙汰無之候ハ、

平井 谷村へ内談致し、旧記ニ御座候由申立、此書付出事よし、

○此通書付も相認、差出し申候事、

併 平井敷谷村へ内談致し、旧記ニハ御座候ニ付、如何ニ可仕哉と尋て出すへし、

天保九年戊四月

- 一、遠州川合専助事、此度 上覧之立華手伝として今日着之事、
- 一、上州松井権四郎方病氣ニ付府断状到来、猶江戸出立之日限案内之儀頼来候事、

一、京都へ書状出、御朱印改届之事、昨日阿州屋敷へ頼遣、

一、上覧御用ニ付、花瓶壺対・砂鉢、

阿州御屋敷ニ而拝借之事

御花司

林春塘取斗也、此度始テ也、

耳口花瓶壺口

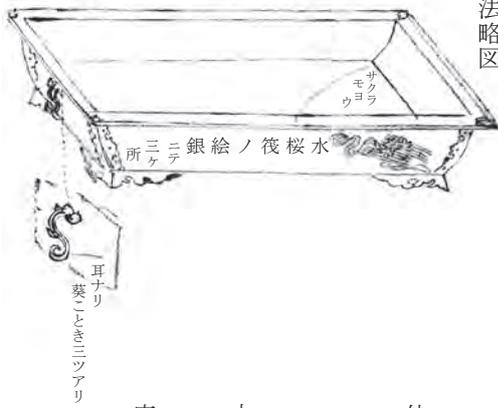
水谷齋跡方借用、

阿州様御花瓶壺対之略図



高サ壺尺壺寸  
口壺尺貳寸貳歩  
込入三寸七部  
深サ九寸三部  
込長サ八寸六部  
巾 三寸七部

同御砂鉢寸法略図



外ノリ  
長三尺二寸  
巾壺尺六寸  
惣高サ七寸  
内ノリ  
底ニテ 二尺六寸六部  
底ニテ 二尺六寸六部  
深サ五寸

閏四月二日、曇、酉、

- 一、今日九ツ半時方、兼而御暇窺ニ罷出候様被仰付候ニ付、青山因幡守様へ罷出候所、服源左衛門殿面会、

左之通書付被相渡、

日向半切ニ認有之、難有旨申退出、

池坊  
明三日五半時  
御城江可被出候  
閏四月二日

一、本多下総守様へ御朱印着帳窺罷出候所、当月十四五日之比ニ又相窺候様被申渡、

一、相田半左衛門入来之事、

一、相田半左衛門方へ、弥明日御暇ニ付、例之通、

御玄関番

御小人

田方子息ヲ頼ニ廻し呉られ申候事

右之衆中へ通達之儀頼遣候事、手紙ニテ頼遣、

是も先年ハ此方ヲ頼ニ別段ニ遣し候得とも、此度ハ相

一、水谷齋跡方へ弥明日御暇ニ付、長門頼遣、

閏四月三日、曇、戌、

一、正五ツ時登 城之事、

白素絹 紋白五条袷袷 紫指貫

侍 近藤泰輔 麻上下

網代乗物 陸尺四人 長柄

侍 磯野源次郎 麻上下

草履取 伊助

今日ハ御暇時服拝領ニ付、先年者小長持江戸ニ而借用致し、宰領麻上下ニテ付添候得とも、此度者時服袷ニ付、別段ニ長持用意致し不申、△印挟箱ニテ仕舞申候事、

長持二候ハ、ハツピキセ人足二人、 宰領 袴羽織 川合専助、  
右挟箱ニ 京都六角堂 池坊 此通り之札ヲ張申候事、 已前ハ麻上下ニ候得共、  
夫ニハ及不申候由、

時服包大ふくさ用意之事、



追而考 書入 此儀ハ 最初方 拝領物 札にて 可然 張替へ 及 間敷事 右之通ニ致し候得とも、 外方寺院ハ旅宿方拝領物札ニ 而参り申候寺社も有之、 左候ハ、 札張替申候儀ニ及 不申、 時々尋合べし、

又長持等持込申候節ハ、御老中御上り無之内ハ番所通し不申候由ニ而、 挟箱も其通りニ承候得共、 此度外寺社方御老中御上り無之内ニも御玄 関へ持込申候由、持込申儀ハ不苦、持出し之節とかめ申候趣ニも承り 申候事心得べし、

一、右之通用意ニ而参り、

例之通下乗橋手前ニて下乗之處、 兼而頼置申候

御小人 永坂鑑八是ニ待受居られ、案内ニて通り申候事、

御玄關番待受られ、則上り申候所、頼之坊主衆未待受無之、直ニ松の大 広間へ無案内通り扣居申候事、此御広間ニて

泉州貝塚真教院殿へ久々ニ而面会致し申候、

凡九ツ比迄も相待候所、蘇鉄之間へ通り候様、坊主衆被申、蘇鉄之間ニ 扣居申候所、諸寺社多有之、

讚州金光院 (松尾寺) 豊前宇佐八幡 上加茂社家 其外数々有之、

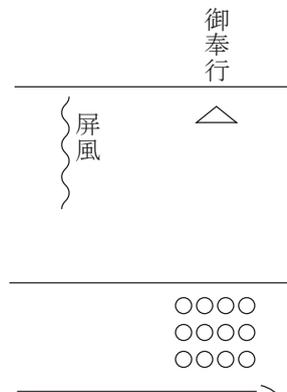
右拝領物之席ハ

柳之間と 檜之間と有之、 独御札之分也、 此方檜之間ニて

無程柳之間相濟、檜之間始る、

御奉行 松平伊賀守殿着座有之、

御暇拝領物被下と御申渡し有之、



此処寺社三行ニ順列ニ並ひ、平伏し て一統又蘇鉄之間へ引、 其後ハ又 順々老人宛出て、少し腰ヲかゞめて 御奉行側前迄すゝみ、首ヲ下ケなから 時服ヲ手ニ御渡し有之、上下ニて 手ニておさへ、ひぎニて退ク事、凡 間中位ニて立て、蘇てつの間の方へ 引、

頼之御坊主時服ヲ受取申候ニ付、わたし申、

其後又始之通一統順々ニ出て三行ニ並ひ、平伏して退ク事也、

尤右習礼有之候事也、

■黄 ムク 白ムク 被下之候事、

キキヨウグチ

扱榎梗口ニて、右の張札ヲめぐり申候事、夫より

御大老・御老中・若年寄・寺社奉行

右之分合二十卷軒廻勤之事、

名札出し 京都六角堂池坊

今日御暇拝領物仕、難有奉存、右御礼罷出候、御序之節よろしく候、 右挟箱ニても長持ニて下り申候節ハ、番所くにて届申候事、京都六角堂

池坊拝領物 と云大声ニて云べし、 門番へも聞へ申候事、

御小人付添候得ハ、御小人方届申候得とも、右之通心得べし、

右之通無滞相濟、 八ツ半比旅宿へ引取申事、

中食弁当 数寄屋橋 水谷齋跡殿方

あわ雪とうふ

塩鶴すいもの

養老酒

牧野様(忠雅 あまこ) 蒸 孟壺ツ せ見申候事、

一、相田屋・水谷(築瀬)へ長門挨拶ニ遣し申候事、

相田屋ニて酒出、夜ニ入帰り申候、先方送らせ申候、

一、阿州留守居集堂小平太入門として入来、

目録

外ニ櫛間懸物到来、家来中へも 目録到来、

右集堂へ酒出し申候事、

吸物 御肴 取肴 作り身

閏四月四日、快晴、亥、

一、青山百人組 窪田甚二郎 兩人入来、

昨日ハ無滞相済、恐悦として入来、

右之もの、先年ハ頼申候例無之候得共、此度ハ度々旅宿へも参り、  
甚迷惑ニ付、たま〜の参府ニ付、先々心付遣し可申つもあり、  
跡ニて

住居尋置候事、

一、旅宿智泉院へ進物、

菓子老折 智泉院留守居へ  
せんし茶箱入

是ハ着早々到来合ニ付遣、土産として、

一、金百疋

留守居之僧所勞ニ付、見舞として彼是菓子ニ而も進上申度候得共、不案内ニ付御取斗御頼申之由、智泉院用人へ頼遣、

智泉院用人へ

一、金百疋 彼是土産と存候得とも、用意も無  
菓子料 之二付、僥軽なからとして遣、

一、式朱 同下男へ  
菓子料

一、式朱

菓子料

一、ふくさ壺

扇子五

同下男へ

山王之観理院方用人へ遣、

右之通漸今四日ニ遣、

右之外ニ滞留中ニ下男(三人へ)へ三百文、同下男へ三百文遣、到来合菓子等、両三度

留守居へ遣、

閏四月五日、快晴、子、

一、(以下空白)

閏四月六日、快晴、丑、

一、青山因幡守様方御使、  
午半刻(忠良)

被迎儀有之間

只今可被相越旨

因幡守被申候

以上

青山因幡守様  
壬四月六日  
池坊 役人

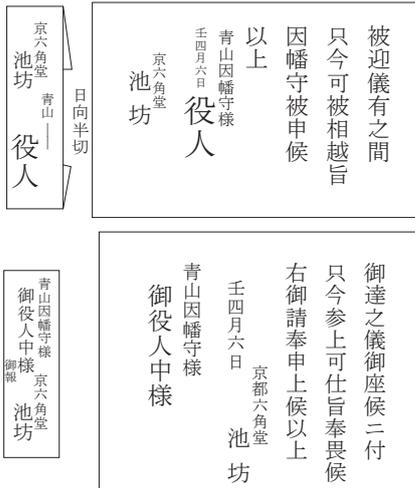
御達之儀御座候ニ付

只今参上可仕旨奉畏候

右御請奉申上候以上

京都六角堂  
壬四月六日  
池坊

青山因幡守様  
御役人中様



右ニ付即刻、

青山様へ罷出候所、服部源左衛門面会、

立華 上覧之儀、弥被 仰付候段  
被申渡、左之通書付被相渡、

立花  
上覽可被遊旨被  
仰出候事

日向半切ニ認有之、  
此書付請取難有旨申  
入、猶明日先例書持  
參可仕旨申入退出、

先例者此書付被相渡候節、御奉行御逢有之、立華上覽之儀弥被仰付  
卜、右之由御直ニ被仰渡候得とも、此度者其儀無之、役人方被申渡、  
右書付斗被相渡申候事、  
此度者御用繫ニ付、右之通ニ相成候得とも、先例之通御直達之趣ニ書留  
置候様、十二日罷出候節、被申渡候事、

(表紙)

天保九年歲在戊戌夏閏四月  
御朱印御改  
御代替御札  
参府記  
池坊專明誌  
人

閏四月七日、曇 寅、風、出火三ヶ所、

歩行之節  
定例此通也、  
黒衣輪袈裟、  
若党兩人・  
下部

一、青山(忠良)因幡守様方、昨六日、立華 上覽之儀被 仰付候ニ付、先例之通  
之願書例書左之通持参之事、

一、門弟之者為手伝召連候願書 老通

別紙之通、先格之通被仰付被下度願

合五通也

一、上覽之節、御用意被下度品々願書例書 老通

一、寛政年巳年土井様方御尋ニ付差上書付(利和) 老通

一、為手伝召連候門弟名前書 老通

一、四瓶とも前日下指仕度口上書 老通

小奉書堅紙ニ認、上包美濃紙、

奉願口上覽

一、文政年中 上覽御花相勤候節、為手伝門弟三人召連罷出候ニ  
付、此度茂手伝門弟三人召連申度奉存候、此段御聞届被成下候  
ハ、難有奉存候、  
一、別紙先例之通、先年相勤候儀ニ付、此度茂諸事先格之通被  
仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

天保九年戊戌閏四月

京都六角堂

池坊

專明

御奉行所

上

京都六角堂  
池坊

立華 上覽被仰出候節差上来候例書

一、御立花仕候節込藁之儀者、前日持参仕、仕込候様可仕候、

一、御立花之花具、池坊旅宿ニ而仕入、

中ノ口迄池坊持人ニ而長持二棹持参り、夫より御坊主衆取扱ニ而、御黒書院江御運付被下、立花指上候後、明キ長持出シ候節者、残花入置見苦敷御座候ニ付、蓋致シ候儘ニ而相下ケ申候ニ付、御附人被仰付被下度先例ニ御座候、但前日・御当日とも長持式棹持参仕候事、

一、前日〔新巻〕御城江罷出候者、明六ツ時比方罷上り、行之花二瓶・草之砂物一瓶、都合三瓶下組仕候ハ、凡一時半ニ者出来可仕候、何レニも八ツ時過ニ者取仕舞候様可仕奉存候、

一、真之花一瓶者、御当日ニ仕立候得者、真受流枝等者下拵仕置持参仕、夫より取組、其外之品者荒道具方仕立候而も、一時半程相懸り候、六ツ過時より取懸り候ハ、四ツ時過出来仕

中

中印

中奉書半切之事

上包美濃紙

候様可相成と奉存候、

一、水之儀者、手桶ニ而式荷程之積ニ被 仰付置被下候様仕度奉存候、但柄杓老本御添置可被成下候、

一、砂之儀者、寒水石ニ而凡壺升入十袋程御用意被 仰付候様書留ニ御座候、

一、御日限御治定御座候ハ、何卒

二三日程間御座候様仕度奉存候、

一、水次壺ツ御用意被 仰付候様仕度奉存候、

一、毛氈十五枚程御用意被 仰付候様仕度奉存候、

一、御床御花具拜見参上之節、御砂鉢底板、先格之通御下ケ被成下候様仕度奉存候、

一、御床拜見并二前日立花取組・御当日三度共 御城江参上之節者、中ノ口方罷上り候、門弟共同様之儀ニ御座候、

一、御花立調、前日・御当日兩日共、池坊儀者御医師之間ニ而御料理被下、門弟共ハ上御台所ニ而頂戴仕候事、右之通先年相勤候儀ニ御座候、以上、

戊閏四月

京六角堂  
池坊

先例書

京都六角堂  
池坊

此毛氈ハ、立華指申候節敷置、御見分前ニ取払、御数寄屋方取斗申候事、御床ニ七八寸斗かけて、水のこほれ申候道すし毛氈敷事也、

寛政年中方差上来候口上覚書

中

一、荒道具方立花仕立候得者、一時半程二者出来仕候、併砂物之儀者木拵手間取候間、凡二時斗相懸り可申奉存候、

一、前日二下指仕候得者、一瓶半時斗二出来仕候、

一、立花仕候節御覽之儀者、花出来之上入御覽候儀二御座候、併御好二而御覽御座候ハ、花指候正面之<sup>少</sup>シ脇方御覽御座候ハ、宜敷哉二奉存候、花指候中者貴人方二而も御挨拶不仕候、

一、座敷中二而立花仕候儀者無御座候、何レ二而も床二而仕候、左も無御座候ハ、後二後立御座候処二而、立調仕候儀二御座候、

戊閏四月

京都六角堂池坊

乍恐口上之覚

中

一、此度拙僧儀、希御代替為御礼参府仕候二付、立花被仰出、難有仕合奉存候、右二<sup>付</sup>立花上覽被為在候四五日前、御床御花瓶拜見二参上仕度奉願候、其節為手伝門弟

後 玉木祐甫  
林春塘  
前 相田半三郎

中印  
中奉書半切之事也、

寛政年中方  
差上来候口上覚書

京都六角堂池坊

中印  
同断

右之者兩人召連申度候、

一、立花 上覽之前日参上仕條下組仕度奉願候此節門弟

三 近藤泰輔

一 川合專助

二 野々口市郎助

右之者三人召連申度候、

一、右立花 上覽之御当日、門弟

相田半左衛門

林春塘

近藤泰輔

右之者三人召連申度候、

右願之通御許容被成下候ハ、難有可奉存候、以上、

戊閏四月

京都六角堂池坊

乍恐御届奉申上候口上覚

中

一、安永年中方差上来候例書之内、上覽立花四瓶之内三瓶者、前日二下指仕置、真之立花壹瓶者、御当日荒拵方立調仕候段相認置候得共、別段御好二而御透見等不被為在候節<sup>候節</sup>者、四瓶共前日二下指仕候儀二御座候、則寛政之度・文政之度共二此度之通り先例書差上置候得共、御透見等之御沙汰無御座候二付、四瓶共前日下指仕候、右二付、此度茂御透見等無御座候ハ、四

上包美濃紙

上覽之節  
非依門弟召連候願書

京都六角堂池坊

寛政年中方  
差上来候口上覚

京都六角堂池坊

印同断

瓶とも前日二下指仕度奉存候、此  
段御届奉申上候、以上、  
戊閏四月  
京都六角堂  
池坊

御届申上候口上覚  
京都六角堂  
池坊

四通とも中奉書半切、

右之通之五通之願書・例書とも持参相渡、

取次 服部源左衛門、落手有之、

一、京都方火事無難之歎状到来、

一、川合専助事、一昨日方八王寺へ松切二遣し候所、今日帰宅之事、

一、小高へ頼置候ミとり真かしま松今日相届、

廿本代 直段 二部二朱相渡、

閏四月八日、卯、大雨、

一、青山因幡守様方差紙到来、

日向半切

被尋儀有之間、  
只今可被相越旨、  
因幡守被申候、  
以上、  
青山因幡守  
壬四月八日  
京都六角堂  
池坊

御尋之儀御座候二付、  
只今参可仕旨奉畏候、  
右御請迄申上候、以上、  
閏四月八日  
京都六角堂  
池坊

役人  
青山因幡守  
池坊

御役人中様  
青山因幡守様  
池坊

原杉予伊

上包  
ミの紙

大半紙半枚 黒衣輪けさ  
若党兩人下部

右二付、即刻罷出候所、服部源左衛門面会にて、  
立華上覧之瓶数書付候様被申渡、引取認持参可仕由申候所、料紙出  
され、直二認候様被申候二付、半切にて宜敷由、則奉書半切ミの紙  
出され申候二付、左之通相認申候事、  
已前者同様之儀も引取認持参いたし候得共、此度者寺社方甚柔和二  
て、右之振合にて相済申候、近來者此通り之振合のよし、

覚  
真之立華 老瓶  
行之立華 対瓶  
草之砂物 老瓶  
合四瓶  
右之通先例奉入 上覧候  
二付、此度茂何卒累例之  
通被 仰付候様奉願上候、  
以上、  
京都六角堂  
池坊

上  
小奉書半切  
上包ミの紙二ても  
青山様方出申候紙二認、印形なし、  
京都六角堂  
池坊

右之通二て落手有之、相済、

一、相田丞輔・半三郎、水谷・林・勝浦・梶・桂房・小高隼太、

右之衆中入来、

一、今日旅宿薬師法会、旁稽古のため立花出来、

林春塘・桂房・梶佐平太・小高隼太

薬師别当玄関にて四瓶並へ、入違ニゴザミながら、白絹幕水谷方、

一、京都へ小袖・素絹等之不用之品登し申候事、大丸店へ相頼申候事、

一、芍薬相田方到来二付、老瓶出申候事、

閏四月九日、辰、曇、

一、牧保三郎方へ眼病見舞、長門遣、相田半蔵方到来候菓子老折遣、

- 一、いせ伝へ当月五日ニ招ニ逢申候礼ニ遣、
- 一、源次郎・野々口同道、庄兵衛浅草辺見物ニ遣、
- 一、里むらも使遣し候所、先月晦日出立之由也、
- 一、林春塘入来之事、

閏四月十日、巳、快晴、

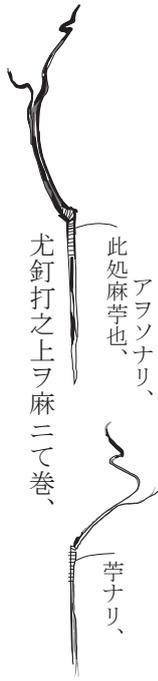
- 一、今朝虎之門京極屋敷野々口同道、源次郎・庄兵衛・川合金毘羅へ参詣之事、

- 一、林春塘・勝浦宗運入来之事、林方肴物到来之事、
- 一、水谷斎跡入来、菓子・肴等到来、团扇三到来、
- 一、京都へ火事歎状到来之返事出ス、庫之丞・山内・たね・里と・三千代・歌・よねへ遣、

- 一、身木作り出来之事、
- 一、奉行所へ長持下ケ申候節、御附人之儀書出し候へ共、文政五之節方御小人頼申候ニ付、実ハ御附人之儀書出し申候儀ニ及不申候事也、乍去已前方書出し候例ニ付、此度も書出し申候、
- 一、此度之工夫にて、

幹作り真・受・扣とも足の付所ニ麻ヲ巻申候、上覧前日下指之儘ニ致し差置候ニ付、已来とも右之通ニ致し申候事よろしく候、左ニ図ヲ以記ス、又幹ノ継所ニ松やニ油ヲませ煮て、苔松の皮ヲ付る、

九日



- 一、長門事、大丸店へ罷越、饗応ニ相成戻る、草書淵後相求、
- 一、上州松井権四郎死去之由届状飯田庄蔵方到来、
- 一、青山因幡守様方夜四ツ前御差紙到来、左之通、

日 向 半 切

京六角堂 池坊	青山因幡守 池坊	役人	被尋儀有之間、 明十一日五時可被 相越旨、因幡守 被申候、以上、 青山因幡守
------------	-------------	----	--

京六角堂 池坊	青山因幡守様 御役人中様	御役人中様	御尋之儀御座候ニ付、 明十一日五時参上可仕旨 奉畏候、右御請奉申上候、 以上、 閏四月十日 京六角堂 池坊
------------	-----------------	-------	---

いよ杉原  
半切  
上包  
ミの紙

閏四月十一日、快晴、午、

- 一、青山様方夜前御召ニ付、今朝五ツ時罷出候事、若党式人、草履取、

服部源左衛門殿(面会)二而、  
延享之度・宝曆之度御懸り承度由ニ付、則早速引取、左之通相認差出ス、

先例書

- 一、延享三年寅五月十八日  
立華 上覧御懸り大岡越前守様  
始松平主計頭様御懸りニ候処、  
西之丸御老中被仰付候ニ付、  
右大岡様へ御引渡しニ相成、  
一、宝曆十一年巳五月十八日  
立華 上覧御懸り 松平和泉守様  
安永四年未十月廿六日

名代 (兼通)  
長門ニ為持遣、

服部源左衛門落手之事、

中奉書半切

上包美濃紙

先例書

京六角堂  
池坊

立華 上覽御懸り 牧野越中守様  
(貞長)  
 一、寛政九年巳五月四日  
 立華 上覽御懸り 土井大炊守様  
(利和)  
 一、文政五年午二月  
 立華 上覽御懸り 水野左近将監様  
(忠邦)  
 右之通二御座候、以上、  
 戊閏四月 京都六角堂 池坊  
(専明)

印なし、

一、此度 上覽御用ニ付、白木長持式棹、  
(縁須賀齊昌)  
 右者 松平阿波守様御屋敷方拝借之事、  
則御用  
 取次 御花司 林春塘  
 御留守居 集堂小平太殿  
 已後永々右之趣先例申立拝借願可申事、  
(蘇我等)  
 一、阿州様深川御下屋敷并八丁堀御屋敷今日拝見之事、案内林春塘、  
 已後此度之例ヲ以御留守居へ出願候ハ、相叶可申事、深川御屋敷御  
御殿  
 庭廻り、御茶屋迄不残拝見、八丁堀江罷出候とも、当時御類焼後未  
 御殿廻り・御庭等無之、御家中建家斗也、  
供(近藤)  
 同道 相田半三郎 泰輔 庄兵衛  
 一、深川八幡へ参詣之事、  
今日

閏四月十二日、快晴、未、  
 一、いせ太方へ、此度着後九日比迄之道具諸式・米・炭・酒・肴等入用、  
当月  
 当月九日比迄之分払、  
 一、上覽之前日下指ニ登 城之朝、御奉行青山因幡守様へ立花花組書付差  
(忠良)  
 上候事、先例ニ付、用意ニ今日荒増認置、立花指立之上ニて、品々種類  
 書加へ申候様ニ致し候事左之通、  
 中奉書半切

天保九年戊閏四月十八日御立花  
 上覽三瓶壹対御花組覚

上包美濃紙  
 右五通

閏月  
(※14丁ウ右七)  
 十二日

左行之御立花  
 副菖蒲 扣檜木  
 真檜木 正真 胴 前置  
 見越菖蒲 受檜木 流枝菖蒲  
 外二菊・百合・まさ木・ひあふぎ・  
 紅花・夏梅・とへら  
 中真之御立花  
 見越菖蒲 受松 流枝菖蒲  
 真緑松 正真菖蒲 胴イブキ 前置ツゲ  
 副垂檜木 扣松  
 外二枇杷・菊・下つけ・粟もり草・  
 百合・とへら・著我・まさ木・縦  
 右行之御立花  
 見越菖蒲 受檜木 流枝菖蒲  
 真檜木 正真若松 胴ツゲ 前置ツゲ  
 副菖蒲 扣檜木  
 外二菊・ひあふぎ・さつ木・若竹・  
 縦・もち  
 両株 御砂物  
 受芍薬 流枝松  
 女株 正真菖蒲 胴イブキ 前置小菊  
 外二ひあふぎ・とへら・百合・菊  
 見越檜木  
 男株 真松 正真茶萎松 胴ツゲ 前置ツゲ  
 副菖蒲 扣檜木  
 外二菊・著我・小菊・まさ木  
 右之通御花組ニ而立調仕候、以上、  
京都六角堂 池坊  
 戊閏四月

上覽  
 御花組之覚

外二伊予杉原半切ニ而  
五六通  
 十式五通斗、  
 是ハ上包なしにてよ  
 し、殿中ニ而大ニ入用  
 也、銘々所望ニ相成候  
 事也、  
 得与誂合、違不申様ニ  
 認置候、  
 御奉行へ五通ハ文字并  
 二花之順ニも違不申候  
 様、

日向半切

被達儀有之間、 只今可相越旨 因幡守被申候、以上、 青山因幡守 京六角堂 池坊 役人	請書 いよ 杉原 御達之儀御座候二付、 只今参上可仕之旨奉 畏候、右御請迄申上候、 以上、 京都六角堂 池坊	青山因幡守 御役人中様 池坊	上包ミの紙 青山因幡守様 京都 御役人中様 池坊 御請
---	---	----------------------	--------------------------------------

八ッ過  
一、青山因幡守様方御使左之通御差紙来、

閏四月十二日

一、青山様へ罷出候所、服部源左衛門面会、左之通書付被相渡、

立花  
 上覽被 仰出候付、  
 右御座敷御床  
 御花瓶御砂鉢  
 御花台等拝見  
 仕度旨、尤其節  
 門弟兩人召連罷出  
 度段願之通被  
 仰付之候、

日向半切ニ相認候、此通り之書付被相渡候事、先例二者同様御書付相渡り不申、立華上覽之御当日被仰渡候節、

日向半切  
 御床御花瓶等拝見之儀、先例之通被  
 仰付候事、  
 池坊

右之通之書付、水野様方御渡し有之、此度者少々古例ニ相振申候也、

当月六日、立華 上覽之儀被 仰付候節、青山因幡守様御直達之儀先例之処、此度者御用繁ニ而、御役人方申達し候得とも、先例之通御直達之趣ニ相心得居候様被申渡、

- 一、尾州蓮開寺入来之事、
  - 一、林・相田入来、牧保三郎入来、
  - 一、上州松井権四郎事、旧冬方病氣之所、養生不相叶、当月六日死去之由、飯田庄蔵方届来候二付、悔状出ス、
- 烧香老包、羊羹二棹、代六匁、

閏四月十三日、晴、申、

一、林春塘入来、煮染・白飯到来、勝浦入来之事、

閏四月十四日、晴、酉、

一、京都へ書状相認申候事、明後日方為蔵上京之由申来候事、星艸登し申候事、

一、林春塘入来之事、

一、牧保三郎入来之事、

閏四月十五日、晴、戌、

一、林春塘入来之事、

閏四月十六日、晴、亥、

一、今朝方川合専助・下部伊助、八王子山葉松切ニ遣し申候事、右ハ上覽御延引ニ付、若松色悪敷相成候節之用意也、

一、京都方当月四日出之書状到来、

閏四月十七日、曇、子、夜大雨、

一、牧保三郎方方催ニ而、当所茶人宗匠川上滑白と申方へ茶事ニ罷越候事、相伴長門、

一、林春塘入来、勝浦宗運入来、

一、長塩甚太左衛門方書状到来、

閏四月十八日、快晴、丑、

一、芝之泉岳寺へ参詣之事、同道林氏・野々口、供源二郎・伊助、  
 相田  
 酒出、  
 へ立寄、夫より又帰路、田町相田別荘へ立寄、夕飯・酒等出る、馳走也、  
 精進料理馳走也、夜五ツ比帰宅、  
 右留手中七ッ過  
 一、青山因幡守様方御召状到来、  
 当分之儀なから少々所勞と申、名代築瀬長門罷出候事、

(※18丁ウ右七十八日)

呼状左之通、

京六角堂 池坊	青山因幡守 役人	被達儀有之間、 只今可被相越旨 因幡守被申候、以上、 青山因幡守 壬四月十八日 京六角堂 池坊
------------	-------------	---

右二付、  
留主中二付  
名代として長門罷出候処、服部源左衛門面会、左之通  
書付被相渡、

杉原半切	池坊 来ル廿四日、於 御城立花可 相勤候事、 閏四月十八日
------	---

此書付相渡候事、奉畏候趣申入、猶又御床拝見之儀者、明日別段御沙汰被下候由被申渡候事、今日被仰渡者、御披露席にて御直々被仰渡候筈之処、夕刻ニモ及申之儀二付、不能其儀候得とも、右之振合ニ心得居候様被申渡、

青山因幡守様 御役人中様 御請	京都六角堂 池坊	御達之儀御座候二付、 只今参上可仕之旨 奉畏候、右御請迄申上候、 閏四月十八日 青山因幡守様 御役人中様 以上、
-----------------------	-------------	--

- 閏四月十九日、寅、
- 一、(審跡) 水谷方手紙到来、廿四日御治定之由手紙来、
  - 一、(保三郎) 牧へ長門一昨日之礼二遣、
  - 一、(筆太) 小高入来、煮染到来、
  - 一、(忠良) 青山様御呼状到来、左之通、八ツ時来、

京六角堂 池坊	青山因幡守 役人	被達儀有之間、 只今可被相越旨 因幡守被申候、 以上、 青山因幡守 壬四月十九日 京六角堂 池坊
------------	-------------	---

書請御

右二付罷出候所、則服部源左衛門面会にて、左之通書付被相渡、

明廿日五時 御座敷御花瓶等 為拝見 御城立可罷出候、 閏四月十九日
---

難有段申入退出之事、

青山因幡守様 御役人中様 御請	京都六角堂 池坊	御達之儀御座候二付、 只今参上可仕之旨 奉畏候、右御請迄奉 申上候、以上、 青山因幡守様 御役人中様 御請
-----------------------	-------------	---

一、右二付、今日長門明日登城之儀取扱頼のため、廻勤左之通、

- 御数寄屋 浅草新堀袋町
- 御小人 芝三田魚籃下
- 同 御天町東富坂組
- 中ノ口番 大御番馬場儀兵衛地面内
- 右之通ケ所頼遣候事、
- 一、明日御床拝見登 城二付用意之品、
- 一、竹の三尺寸ヲ合し 壺本 継足のことくすべし、其内細キ方よし、
- 一、同細キ竹、御花瓶の内のみとさヲ取事、でんかく串位、
- 鈴木宗休
- 同 宗栄
- 安達次兵衛
- 永坂鑑八
- 鈴木平右衛門
- 水谷齋跡

一、ものさし

一、大ふくさ 砂鉢下蓋板取り申候事ニ入用、

一、細キ木壹尺四五寸斗 御花瓶の口へあて深サ取事、

右之通入用之事、



此通り小奉書ニツ折、  
四ツ二折認持參  
是ニヤタテニテ  
寸法書入申候事、

御床 高サ 廣サ  
脇御花瓶 高サ 口ノ渡 深サ 込入巨  
中 御砂鉢

閏四月廿日、雨、卯、

一、今日御床御花瓶拜見登  
城之事、正五ツ時方出勤、

侍袴羽織

一、乗物 陸尺三人 中元伊助

侍袴羽織

白衣輪袈裟

先例者 御床拜見・立華下組・上覽御当日  
三ヶ日続キ罷出候得とも、此度ハ  
廿一日鐘術上覽有之、廿日ニ  
御床拜見ニテ 廿一日相除  
廿二日  
廿三日登城  
廿四日之事  
上覽之事、

雨天ニ付 長柄

麻上 相田半三郎

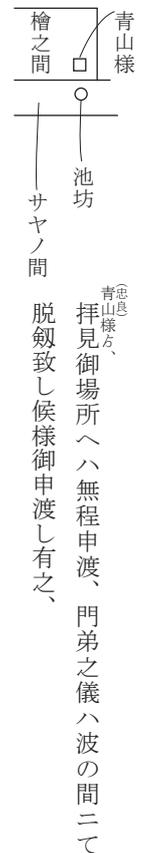
門弟 玉木祐甫 法橋衣着用

実ハ築瀬長門

案内者 頼之 御小人 安達次兵衛

右之通ニ而、例之通下乗橋方凡十間斗手前ニ而下乗、已前ハ番所々ニテ六角堂池坊中ノ口へ罷出候由断候へ共、文政五年之度方相田斗らひニテ御小人頼申候ニ付、右断申候事ニも及不申候、大ニ都合よし、  
一、御道具寸法取申候物さし・竹の細キなど、乗物ニ入、上り候節、門弟ニもたせ申候、中ノ口方上り申候事、

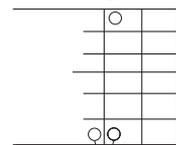
中ノ口番セ話ニテ、水谷齋跡・鈴木宗栄等取持、蘇鉄之間ニ扣申候事ニ候得とも、御坊主部屋にて休足致し、此処へ水谷方切飯ニ重・煮・等出され申候、暫相待申候処、青山様御逢被成候由ニテ、檜之間へ罷出候事、席之儀左之通り也、尤自分斗也、



(※23丁ウ右)

若蘇鉄之間ニ扣申候節ハ左之通り、

此度者此席へハ通り不申候得とも、旧例之席ハ此通り也、

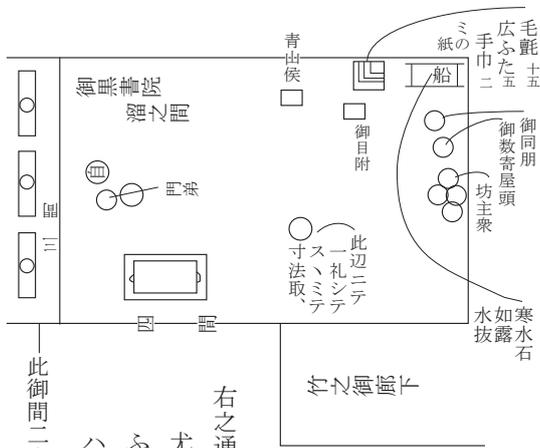


表御書院、御黒書院ハ鈴木宗栄案内相頼、

右兩人案内ニテ不残相廻り拜見致し申候事、

一、御場所拜見之節左之通り、

案内 (斎跡) 水谷・鈴木宗栄・高島道朔・前田久、御徒士目附 (斎跡)



寒水石ハ能ノ面箱のふたの様成丸キものニツ入有之、  
青山様、石ハ不足なきやと御尋御座候ニ付、少々不足も可仕哉と申候ニ付、又五升御増被仰付、先例壹斗之処、此度壹斗五升ニ成、

右之通飾り付有之也、  
尤今日之所ニ而ハ毛氈・寒水石・御広ふた等ハ入用ニ無之候得とも、飾り付ハ致し有之、

(※22丁ウ右)

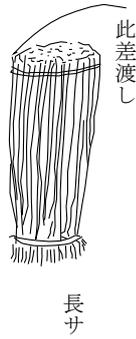
右之通ニ而寸法取、

御床 落シ懸方下 高サ 八尺二寸五部  
横巾 老丈八尺九寸  
奥行 三尺式朱

御花瓶 鶯丸籠 惣高サ老尺式寸八部  
御花瓶 差渡シ老尺四寸 式寸二部  
深サ 老尺壹寸五部  
込入 亘 四寸四部

御花瓶 中象耳 惣高サ老尺三寸  
差渡シ老尺四寸  
込入 深サ老尺老寸七部  
亘 四寸三部

御砂鉢 長二尺八寸 惣高サ六寸四部 底丸ク候二付、  
横老尺六寸六部 内長サ二尺二寸八部 板ハ巾老尺  
深サ 卍 底 巾 老尺老寸八部 長サ二尺よし、  
深サ 三寸四部



此差渡し

一、右込八寸法之通りニ致し置候得ハ、当日ニ宜敷候、

脇御花瓶者往古方耳口御花瓶候得共、当春 西ノ丸炎上ニ付、其節御焼  
失ニ付、此度丸籠ニ替り申候事、表向ニテハ寸法サツト取置、御奉行御  
目附等引かれ申候上ニテ、又得と寸法取申候事、御数寄屋方へ入魂すへ  
し、着座ニ而ハ大ニ面倒也、

右無滞相済、九ツ過引取申候事、帰りかけニハ (アキマテ)

一、青山様ニ而今日御花・御花瓶等拜見被仰付、難有奉存候旨、玄閑帳前ニ  
而宜敷事ニ候得とも、服部源左衛門ニ面会致し、廿三日ニハ弥下組  
ニ上り申候ニ付、刻限先例之通四ツ半比方罷出申候よし申入置候事、  
万一刻限ニ付御沙汰御座候ハ、猶又可申入之由被申渡候事、  
其後水谷へ立寄、酒ニよはれ借盆、見廻り、八ツ半比帰宅之事、

(※23丁ウ右)  
壬月廿日

一、今夜青山様方御使、

被達儀有之間、  
明廿一日四時可被  
相越旨、因幡守  
被申候、以上、  
青山因幡守  
壬四月廿日 役人  
京六角堂 池坊

御達之儀御座候ニ付  
明廿一日四時参上  
可仕旨奉畏而右御請迄  
申上候、以上、  
京六角堂  
壬四月廿日 池坊  
青山因幡守様  
御役人中様

立花仕立之儀、  
上覽前日下拵等  
可成丈仕置、当日  
手廻宜様可致候、

廿一日四ツ時、名代として

(長門) 差出候処、左  
之通書付被相渡候事、

閏四月廿二日、巳、晴、  
一、明廿三日御花下組登 城ニ付、左之衆中頼之ため、相田方廻り呉られ  
申候事、  
中ノ口番 鈴木平右衛門  
御小人 安達次兵衛  
御数寄屋 鈴木宗栄

(※25丁ウ右)  
壬四月廿二日

一、青山因幡守様へ左之通書付差出、

一、明廿三日御花下組罷上候節  
召連候門弟之内近藤泰輔儀、  
所勞ニ罷在候ニ付、牧保三郎  
召連申度、此段御断奉申上候、  
以上、  
京六角堂  
壬四月 池坊

中奉書書、半切ニテ、  
上包ミの紙、  
(兼藤) 長門持参之事、其節御立華花  
組書付之儀者、今日七ツ過比  
ニ持参可仕旨断申置、未花物  
相揃不申候ニ付、

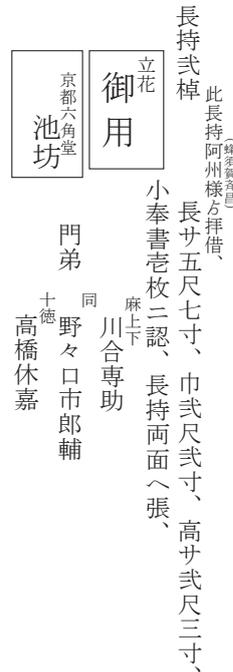
一、同時ニ立華花組書付持参致申之処、書損等有之、納り不申、又持帰り  
申候ニ付、明日持参可仕旨申、引取候事、  
一、壬四月廿一日・廿二日とも下指ニテ大混雑之事、

手伝 川合専助  
近藤泰輔

壬四月廿三日、四ツ半時方登城、

- 侍 袴羽織 近藤泰輔
- 一、乗物 陸尺三人 草履取伊助
- 侍 袴羽織 相田半三郎

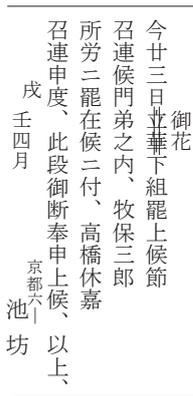
案内御小人 安達次兵衛



此長持阿州様方拝借、  
長サ五尺七寸、巾式尺式寸、高サ式尺三寸、  
麻上下、  
小奉書壹枚ニ認、長持両面ヘ張、  
十徳、  
野々口市郎輔、  
高橋休嘉、  
川合専助、  
宰領之節袴羽織ハ坊主部屋ニテ麻上下、

右之通ニ而例之通中ノ口方上リ申候事、尤下乗橋手前ニテ下乗、長持之儀者已前者番所々ニ而届申候事ニ候得とも、右御小人案内ニ付、屈等ニ及不申、御徒目附差図にて蘇鉄之間へ通り可申所、直ニ水谷セ話ニテ水谷部屋へ入、中ノ口番等取扱有之候事、休足之事、

一、今日青山様へ立華花組書附相改持参致し申候所、又少々間違有之、認替申候様被仰付候事、其節同時ニ差出牧保三郎当病ニ付、高橋休嘉召連候御断書、左之通、



中奉書半切也、

上包ミの紙、

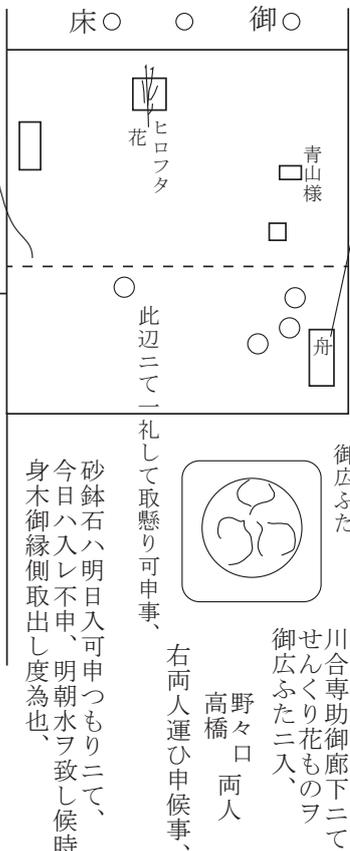
池坊

已来右之通差懸り当病有之御断申上候節者、御奉行御宅へも尅通差出し、又御城へも尅通持参にて、頼之坊主衆・頼御奉行へ差上候様ニ致し可申候、御奉行御出勤中之儀ニ付、御目附へ被仰達候儀ニ御座候事、尤御城へも右書付持参仕候段、御宅へ届可申事、左様候得へ、別段御宅方急ニ右書付御城へ為持遣申候事ニ及不申候、

一、登城之上、御教寄屋方・水谷・御徒目附案内にて、御黒書院へ通り申候事、

一、此已前ニ御教寄屋坊主頼候得へ、御黒書院拜見出来候事、

一、青山様方明日ハ早朝方罷出、四ツ迄ニ指上申候様被仰渡、

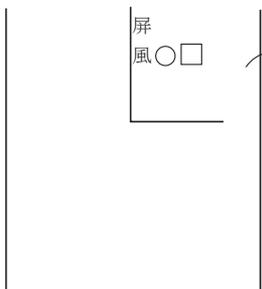


此辺ニテ毛氈御床敷有之、水ニテ敷よこれぬ為又チリナトヲチル故也、

右之通無滞相済候後、

一、御料理被下候事、先例医者溜りニ候得とも、此節ハ御台所御普請ニ付、

御坊主給仕 御徒目付案内 門弟ハ檜の間廊下ニテ被下、是も先例ハ御台所ニ候得とも、此節御台所御普請ニ付、



汁菜平 やきもの ひらめ  
猪口 にやく めし  
やきもの ひらめ

其後、相済申候由断申、退出之事、引取ハ徒目附へ断、御坊主へ頼てよし、一、御徒目附方明日ハ訳而早朝方罷出、四ツ前ニ出来候様致し度候ニ付、

早朝方罷出候様被申、御門断致し置候間、御門アキ無之候ハ、断申候て入可申旨被申渡、

一、青山様へ御玄関にて今日立華下組無滞相濟候二付、此段御届申上候由申置候事、

四ツ半方登城、八ツ過帰宅之事、

右相濟下り申候処、立華花組書付青山様にて又間違有之納り不申候二付、直ニ取懸り認直し申候事、七ツ過長門持参之事、

△ 青山様方御使、立華下組書付早々差出し候様申来候事、入違ニ相成候事、

一、草花之類今夕少々取替申候事、葛蒲等ひらき申候故也、

一、今夕方御小人目附安達次兵衛入来之事、酒出し申候、肴もの・すし・小鉢等也、

一、相田半左衛門・林春塘 相田半三郎

右、今夕方入来之事、

一、御城ニ而門弟当病之書付相認、水谷方御奉行へ差上申候事、

△ 青山様方御手紙、切封也、

同返事、

立華  
上覧之節花組  
書付持参、早々  
被相越候様致度  
存候、以上、  
壬四月廿三日  
池坊 青山因幡守内  
服部源左衛門

立華 ■  
上覧花組書付  
大ニ延引奉恐入候、  
先刻相認差上  
申候二付、定而御披見  
可被下奉存候、右御請  
迄申上候、以上、  
壬四月廿三日  
青 服部源左衛門殿池坊

閏四月廿四日、七ツ半時方登城之事、曇、

侍川合専助

乗物 六尺四人 草履取伊助 登城中雨天ニ相成、白衣・白むく着かへ、旅宿へ取二遣し、合羽等取寄申候事、長柄とも、侍相田親類

白衣輪袈裟

門弟

相田半左衛門

林春塘

近藤泰輔

案内者 御小人目附 安達次兵衛

長持ハ両日とも二棹と申上置候得とも、当日ハ草花斗二付、老棹ニ而相濟候二付、老棹持参之事、番所届等之儀ハ、右御小人頼置付添二付、別二届ニ及不申、尤長持老棹ニ相成候事ハ、別ニ其儀ヲ届ニも及不申、例之通下乗橋手前下方乗にて中ノ口方上り、中ノ口番待受セ話致し、御坊主部屋にて休足致し、水谷セ話にて相待申候所、御黒書院へ案内有之、  
(番所) 水谷夜前方止宿也、

一、御黒書院へ罷通り、立花三瓶・砂物とも御縁側へ出し、如露にてタツフリ水致し、其後御床へ直し申候、御床の内表面ニ合羽敷置申候、露落申之故也、

右ハ先年水谷計らひにて此通りニ致し、其後露も大かたやミ申候上、合羽もとり、又元の御坊主部屋にて休足致し、御役方御出勤之上ニ而表向にて御黒書院へ通り、それ方取懸り申候事ニ候得とも、此度ハ別段御急ニ付、直ニ取懸り不苦之由、御数寄屋方被申候二付、直様本指ニ取懸り申候事、

此処へ三瓶とも花ヲ出し、水致し申候、道すしハ毛氈・油紙等敷申候事、砂物もゲス板ハのこして此処へ出し、水致し申候、此故ニ昨日石ハ入置不申候事也、  
此辺ニ手桶有之、

花取懸り中ニ青山様も御出ニ付、下座下り一礼致し、  
(忠良) 又花ニ取懸り申候事、水ノ上ノチリナドの事、  
処々青山様方御差図有之、  
三瓶之立華相濟候比ニ、

朝之御料理被下之候、医者溜り飯席そてつの間へまいり申候、

一、医者溜り当時無之候二付、そてつの間かこい御料理被下、

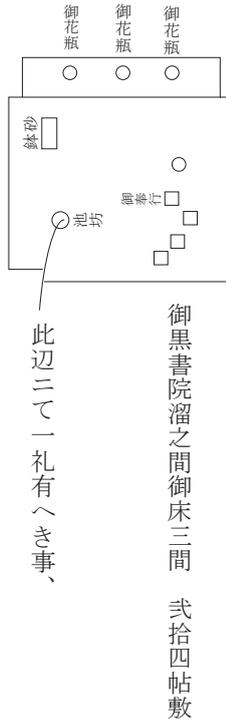
汁 大こん、 壺 こくしやう 門弟も同様ニ是も御台所にて被下  
 平 とうふ、 猪口、 くわへ 候事先例ニ候得とも、当時御普請  
 めし 中ニ付、檜之間廊下にて被下之、

右頂戴後、又御黒書院へ通り、砂物ニ取懸り申候事、五ツ半比ニ出来候事、  
 其後砂鉢へ石ニ入、毛氈等者御数寄屋方へまかせ置引取、又御坊主部屋  
 にて休足致し申候、

一、其後夕之御料理被下、則已前之通御席にて、門弟中も同様也、

全躰ハ蘇鉄之間ニ扣居可申管也、  
 壺 かまぼこ 汁 焼物 ひらめ  
 猪口 めし

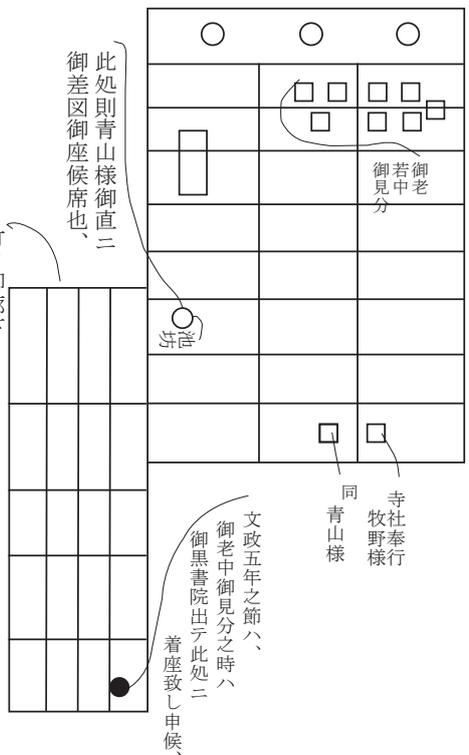
一、此度者早速花ニ懸り申候二付、取懸り中ニ追々役方等御黒書院へ結られ候得とも、御奉行斗ハ水谷方しらせ申候二付、下座へ下り一礼致し候得とも、其外ハ一礼もなく花ニ懸り居申候、已前之通り役方列座候ハ、一礼して花ニ懸り可申事也、



右之通無滞相濟、又御坊主部屋ニ而休足致し申之所、御奉行御見分御座候由ニ而召され候二付、御黒書院へ罷出候所、則御見分之上にて、無程御老中御見分ニ付、此処へ着座致し可申旨、青山様御差図有之、扣居申候所、無程 御老若方御揃御見分有之、

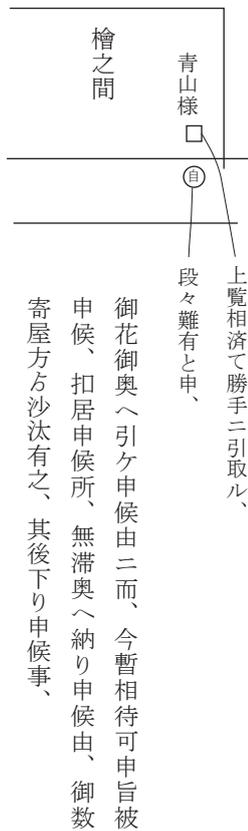
古来ハ御老若御見分之節も御同間ニ着座致し申候事ニ候得とも、中古方竹ノ御廊下へ出申候事ニ相成候得とも、此度青山様御取斗にて、古来の通り御老若御見分之節も御同間ニ着座致し申候事相成、誠ニ難有事也、尤寺社奉行又ハ 御老若御出之節ニハ平伏致し、始終手

ヲツキ居申候事よし、



此度之通り之着座席、得与帳面ニ留置、已来とも急度例ニ相定可申旨、青山様方被仰付候事、誠ニ難有事也、

右相濟後、又差扣居申候所、青山様御逢被成候由ニ付、檜之間へ罷出る、



下り之節雨天ニ付、雨具等取寄、中ノ口方長柄差かけさせ下り申候事、御老若 御老中 若年寄 寺社奉行 御朱印懸り 本多へハ参り不申、

右不残廻勤、玄関帳面にて 今日立華 上覧被仰付、無滞相勤難有、依之御礼申上候、と申置候事、已来手札ニ上ニ口上書之方よし、

青山様ニても右之通申置候例ニ候得とも、格別ニ着座席等之儀御懇命

蒙り申候二付、寺社方役人へ面会申込、一通り玄關にて礼ハ申置候上、役人二面会ニ而、此度溜之間御席之儀、旧例之通ニ被仰付候所、別而難有奉存候、依之別段右御礼奉申上候由、寺社役人へ申入置退出之事、  
 万々声、無滞相濟、難有事也、  
 一、今夕京都へ六ヶ限にて右之由書状出し申候事、

閏四月廿六日、雨、

一、青山因幡守様方御呼状到来、左之通、

被達儀有之間、  
 只今可被相越旨、  
 因幡守被申候、  
 以上、  
 青山因幡守  
 閏四月廿六日  
 京六角堂  
 池坊  
 役人

御達之儀御座候二付、  
 只今参上可仕之旨、  
 奉畏候、右御請迄如此  
 御座候、以上、  
 閏四月廿六日  
 京都六角堂  
 青山因幡守様  
 御役人中様  
 御請  
 池坊  
 御役人中様

雨天二付、駕籠ニ而早速罷出候事、六尺三人 恒二郎・伊助、侍羽織袴、

此時

印形 (大ふくさ) 銀十枚之台ヲ 包申候事、  
 小ふくさか文庫、銀十枚入るなり、

黒衣・輪袈裟右之通、草物着用、

罷出候所、服部源左衛門面会、今日御銀被下候由也、右二付、一応御場所案内有之、習礼致し申候事、

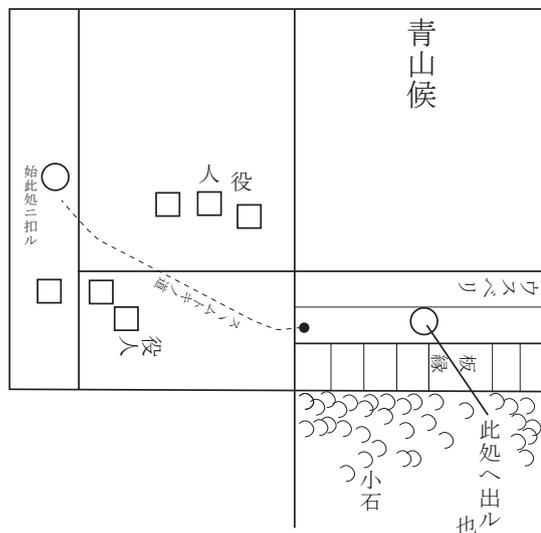
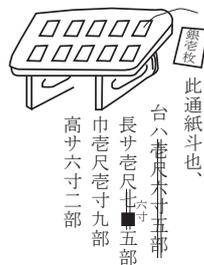
始、白砂上縁へ出て平伏シテ居ル時、

青山侯仰ニ、此度立華被仰付候二付、銀十枚被下之、此仰有テ次へ引、

二度目ハ銀十枚ハリ付御座候台ヲ小役人持テ出ル、是二付テ又元

ノ上縁ニテ平伏シテ台ヲイタ、キ、直ニ持ナガラ次エ引、又台ヲ次ニ置テ自分ハカリ元ノ縁へ出て平伏シテ次エ引、都合三度也、  
 其後、別席へ引取、余程相待候処、御銀十枚服部源左衛門被相渡候事、  
 則請取も認有之、是ニ調印致し、相濟申候事、

此度立花被  
 仰付候二付、白銀  
 拾枚被下之、  
 閏四月廿六日  
 池坊



(表紙)

天保九年戊戌閏四月  
御代替御礼  
御朱印御改  
参府記  
池坊専明誌  
下

閏四月廿六日

一、本多下総守様御朱印懸り、兼而廿日後二着帳窺ニ罷出候様被申候二付、  
今日所勞、名代築瀬長門罷出候所、来月五日・九日比ニ御改可有之之旨、  
猶右御定日四五日前呼出し可申旨被申候事、

閏四月廿七日、曇、

一、御銀拝領二付、御老若寺社方御礼廻り、  
五ツ時方

侍 袴羽織 源次郎 雨天二付  
乗物 六尺四人 下部伊助 笠籠  
侍 袴羽織 庄兵衛 手笠也、  
長サ四寸老歩 黒衣・輪袈裟

此度立花 京都六角堂  
上覽被 仰出候  
二付、為御褒美  
御銀十枚被下之、  
難有仕合奉存候、  
右御礼参上仕候、

池坊  
此通口上書ニ而持之方、玄関ニ而手  
間取不申宜敷候、

廻りケ所左之通、

(井伊直虎) 御本丸 御老中 四軒  
御大老 (松平乗寛・水野忠邦・太田資始・脇坂安進)  
御若年寄 五軒  
(徳川家春) 大御所様  
御老中 二軒 式軒  
(永井尚佐・本多正意)

(徳川家光) 右大将様

御老中 老軒

若年寄 式軒  
(天間忠古・堀田正徳)

寺社奉行 四軒

(秋野忠雅・青山忠良・安部正暲・松平忠徳)

式拾老ケ所

一、酒井鷲山様御内安井弥太右衛門入来、

御子様二方・外之家中并女中入門取次有之、明後廿九日御招申候事、

閏四月廿八日、雨、

一、酒井様安井取次折紙・席札等相揃為持遣、使者河合専助、  
一、今夕丑下刻出火、備前御上屋敷、  
一、今日 御城懸り御坊主衆・御小人等へ挨拶ニ廻り申候事、委敷明日之  
所二記、

閏四月廿九日、曇、風、

一、酒井様へ罷出候二付献上物、  
細長竹懸二重切 豊後産斑竹、  
銘文じか関 箱入

上包中奉書 三枚 のし付ル、  
白紅水引  
上書 華筒 老

一、昨廿八日、此度御城懸り頼之方へ礼廻り、  
廻勤 築瀬長門  
近藤泰輔  
左之通、

一、金式百疋 表御坊主 水谷齋跡  
外二百疋肴料 同 水谷齋跡  
一、金百疋 同息 水谷宗跡  
表御座敷役同 下谷池ノ端 加屋丁二丁目  
一、金百疋 前田久盛  
是先例無之候へ共、  
彼是セ話ニ相成申  
候二付、此度遣

一、金貳百疋 御同朋頭  
 下谷新屋敷 相生丁  
 萩原林阿弥 長門持参、

菓子老折  
 到来合有之、  
 長サ八寸、中六寸位之折遣、五六匁之品にてよし、

一、金百疋 御数寄屋頭  
 三味せん堀佐竹様川向  
 鈴木林碩 長門持参、

御数寄屋組頭

一、金百疋 横山宗知  
 宗知  
 鈴木宗栄 宗栄方へ頼置候事、

山里御道具番

一、金百疋 高島道朔  
 道朔  
 水谷差図也、

御小人

一、金二百疋 安達次兵衛 相田方届ル、  
 右三度相頼候二付、

一、金貳百疋 御小人 本郷御弓町富坂上  
 永坂鑑八 泰輔持参、  
 右八両度相頼候二付、

一、金百疋 中ノ口番 本郷御弓町  
 鈴木平右衛門 泰輔持参、

一、金百疋 外二香料  
 是ハ供之もの部屋へ入、セ話ニ相成候二付心付、

一、金百疋 御玄関番 金助丁  
 佐藤九郎兵衛 泰輔持参、

一、金百疋 同 魚籃下  
 長坂登助 相田屋方届ル、

已来参府之節ハ御坊主頼候ハ、  
 山里御道具番北内井中帯ル  
 御帳役 之内にて老人、

表御座敷役之内にて老人、  
 右之通ニ而、別条無之事之よし、

水谷方被申聞候事、

御数寄屋方方利倉善佐と申仁も、名前書出し候得とも、是ハ水谷方

断申置候由ニ付遣し不申、  
 金之目録左之通、

杉原二ツ折口三ツ二折、

京都 池坊  
 金何疋  
 様

へぎにのせ

別ニハ又別之へぎにのせ、上書肴料として遣、

(※。丁ウ右七)  
 壬四月廿九日

一、江戸会日之儀、来五月七日ニ治定之事、

先例之通茅場町薬師別当所ニおゐて興行也、尤此席而已ニ而者手  
 狭ニ付、向ひ十組之寄合所いせ太と申方借用申候事、  
 此いせ太方ハ相田方江戸町同心安原鉄三郎相頼、是方申付候事、

一、茅場町別当も本坊ハ山王観理院ニ付、則観理院方へ相尋候上、会日治  
 定之事、則別当所方尋ニ遣され被下候事、  
 七日延引、十日ニ相成候事、

(点線内張紙)

来五月七日、晴雨とも

立華 惣会

生花

茅場町薬師別当所ニおゐて

興行

池坊内  
 花方役人  
 戊閏四月 江戸 惣社中

千枚申付候事、京にて杉原と申候歟、  
 地奉書と申位之紙、江戸にてのり入ト  
 申候歟、(審懸) 水谷方来、四帖来、  
 六ツ切也 代物未知 此紙水谷方進  
 物、

閏四月廿九日

一、今日九日後方 酒井雅楽頭様御隠居鷺山様方御招ニ付、御用人中面会  
 (忠孝) (忠孝)

二て献上、長筒 懸花生

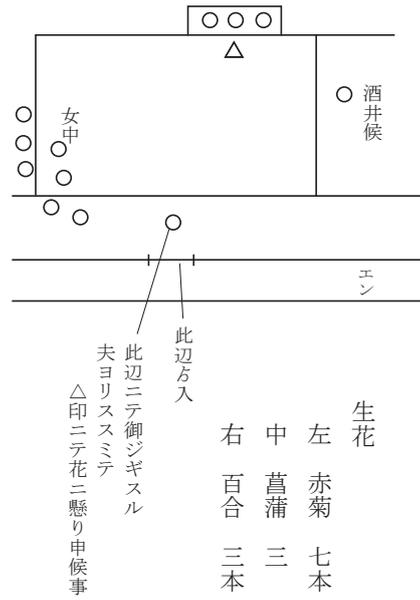
御書院ニ而一通り表向之御逢有之、其後大奥にて生花三瓶被仰付候事、

安井弥太右衛門・順八兩人、

其外花懸り 新井五郎右衛門

中嶋磯五郎

右之衆中取持にて、



其後又大奥へ通り、殿様・御子様御三方、其外女中・御家中生花有之、少々ツ、直し進申、色々御はなしなと有之、其上御二階并御庭、丹頂の鶴拜見被仰付、

其後表之使者之間にて、

御酒・御飯・御菓子

御目録金三百疋被下之、

献上物 豊後斑竹、桐箱入、銘もしか関

長サ凡二尺廻り七寸斗、

ウコンモメン、キヌサナダ、奉書上包水引ノシ、

右之通相済申候事、

五月朔日

- 一、酒井鷲山様へ昨日御礼として罷出候事、新井五郎右衛門殿へ申置、(忠実)
  - 一、今日相田丞輔殿方招請二付罷出候事、途中見物ヶ所、雲州様大崎御屋敷・東海寺、同道(寄跡) 水谷・同息子・林春塘・高橋休嘉、(水谷宗勝)
- 右之通見物にて、夕刻田町相田別荘にて酒飯馳走有之、夜九ツ比旅宿へ

引取申候事、

五月二日

- 一、織田大和守殿此度御入門有之、明三日罷出之儀御約束二付、一草立華下指之事、(信勝)

五月三日

- 一、阿州様へ明日砂物献上二付、下指之事、(蜂須賀吉昌)
  - 一、九ツ後方 織田大和守殿へ罷出候事、(信勝)
- 案内 水谷齋跡 同道 川合専助 林春塘

大和守殿大奥にて、酒飯等御馳走被下、夜九ツ比引取、生花も数瓶出来候事、御目録金五百疋被下、川合・林へも百疋ツ、

五月四日、雨天、

- 一、阿州様へ砂物持参之筈、雨天二付御延引、明日二相成候事、(蜂須賀吉昌)

五月五日

- 一、阿州様へ砂物持参之事、御留主居集堂小平太殿宅二而立調之事、(蜂須賀吉昌)
- 右集堂にて酒飯等馳走二相成申候、
- 一、今日八ツ半比方芝之辺へ遊行、神明へ参詣致し、同道水谷之事、(寄跡)

五月六日

- 一、小日向称名寺方へ招二付罷出、酒飯等饗応有之、立華三瓶出来有之、同道水谷・相田、(寄跡)
- 一、東条権太夫殿へ罷出候事、案内相田丞輔、此度入門申談、白縮緬老反申受候事、土産として嵯峨竹獅子口老本箱入持参、但しきぬさなた・ふこんもめんにて包、

五月七日

一、江戸立華会十日二付、下指二取懸り申候、

御砂物

受白菖蒲 流枝姫子松

女株 正真菖蒲 桐葉牡丹 前置柘榴

外二ひあふき・菊・小菊・檜木、

見越櫛木

男株 真松 正真姫子松 胴ツケ 前置ツケ

副菊 扣檜木

外二著莪・姫百合、口なし、

右之通御花組二而立調仕候、以上、

戊五月

京都六角堂 池坊 (専明)

五月九日

一、青山因幡守様方御召状到来、左之通、

日向半切  
被達儀有之間、  
明日中可被相越旨  
因幡守被申候、以上、  
青山因幡守  
五月九日  
京六角堂 池坊

役人

京一 青

杉原半切  
御達之儀御座候二付、  
明日中参上可仕之旨  
奉畏候、右御請申上度、  
如此御座候、以上、  
五月九日 京都六角堂 池坊  
青山因幡守様  
御役人中様  
御請

五月十日

一、青山因幡守様方昨夕御召二付罷出候所、服部源左衛門面会ニテ、京都へ之御返翰被相渡候事、

御状箱

七寸六部半  
佐橋長門守様  
阿部能登守  
牧野備前守  
青山因幡守  
松平伊賀守

右之通京都へ之御返翰御渡し有之、

先例者別段ニ御願申上候儀ニ候得とも、此度者願不申内々御渡有之、難有事也、

一、在府御届も申上候事ニ候得とも、此度ハ御朱印相済不申候二付、逗留仕候事ニ候間、在府御届ハ不申上候事、

扱源左衛門へ度々御世話ニ相成候一礼、互ニ暇乞も申置候事、いつれ出立之節ハ、今一応御届可申上之心得ニ候得とも、先暇乞ハ申置候、江戸ニて生花稽古始り候ハ、家中のものも遣し度よしなど噂有之候事、

万事大ニ厚思召ニテ難有事也、

一、今日江戸花会ニ付、早朝ニ立華生花致し置、青山様へ罷出候事、

江戸花会所 旅宿 智泉院

同向 伊勢太

留守居中酒出し申候席 高麗屋 薬師境内也、

受いふき 黄菊三 流あし

真立華 真いふき 正真あし・菖蒲 胴前ツゲ

副あし ひあふき まさき・さくろ・口なし 扣いふき

生花 白菖蒲五本 花生 相田屋方 玄猪

賑々敷無滞相済候事、

五月十一日

- 一、今日ハ大ニ疲申候ニ付休息、
- 堺町芝居へ行、同道相田半三郎・高橋休嘉、

五月十二日

- 一、水谷方へ罷越候事、

五月十三日

- 一、阿州集堂(小平太)催ニテ、鎧のわたし方乗船ニテ利根川へ遊参之事、色々馳走ニ而、終日相樂、

同道 長塩甚太左衛門、水谷齋跡、保保三郎、相田半三郎、妙見嶋之辺庄屋天野弥十郎方ニ而酒飯出、風呂迄有之、夜ニ入、又船ニ移り、四ツ比旅宿へ引取申候事、

五月十四日

(アキママ)

五月十五日

(アキママ)

五月十六日

- 一、加藤能登守殿内菅亀毛方へ罷出候事、酒出申候、絹かたひらすそ直し相頼申候所、十八日ニ為持越され申候事、

- 一、織田大和守殿小立華持参罷出候所、泰輔立華調進也、

同道 水谷齋跡、

御客、鍋嶋撰津守殿、宮原弾正(義周)大弼殿、御同様之木具ニ而御相伴、大ニ酒宴有之、及深更引取、

五月十七日

- 一、酒井様安井順八入来、
- 一、沢田正之進入来之事、
- 一、浅草へ船ニテ参詣、案内林春塘、

- 一、勢州村田伊右衛門、七右衛門同道入来、酒出し申候事、
- 一、牧野備前守様方今夕六ツ半比御使有之、左之通、

被達儀有之間、  
明日中可被相越旨、  
備前守被申候、以上、  
五月十七日  
牧野備前守  
役人  
京都六角堂眞法寺  
池坊

御達之儀御座候ニ付、  
明日中参上可仕之旨、  
奉畏候、右御請如斯  
御座候、以上、  
五月十七日  
京都六角堂  
牧野備前守様  
御役人中様御請  
池坊

上包  
半紙

五月十八日、曇、午、

- 一、牧野備前守殿方昨夜御召ニ付、今日五ツ過方罷出候事、則別席へ通り申候所、寺社懸り役人出會、御朱印片折之写ニ通り差出し申候所、落手有之、暫相扣申候処、無程又出會、左之通書付被相渡候事、

五月廿四日六半時  
備前守宅寄合  
前日猶又可被伺出候  
四寸  
御監

是ヲ着帳と云也、此御呼出し之節、御朱印写持参之事わするへからず、  
一、前日何時方罷出可申哉、刻限承り合可申事、

- 右之通ニ而着帳済也、則早速引取申候事、
- 一、本多下総守殿へ御届左之通、

今日牧野備前守方  
被召出  
御朱印着帳相済  
難有奉存候、依之御届  
申上候、  
京都六角堂役者  
築瀬長門  
三寸五部  
御七七

- 一、今日牧野様方帰りかけ、龍の口太田備後守様御用人長塩甚太左衛門方

へ立寄申候事、酒出し申候、精進二付、断申候得とも、暫酒宴致し、八ツ比引取、

右ハ在府中之礼旁暇乞也、

一、相田半左衛門惣会頭之請として入来、

一、北条宗喜入来、明日小堀へ案内之事、

五月十九日

一、水谷へ花生少々返し、又青碗借用二遣、

一、牧保三郎方へ茶箱持参、長門暇乞二付罷越候事、

一、小堀大膳殿へ茶道入門として罷越候事、

案内 水谷齋跡殿

一、進物菓子壱折、一、金貳百疋 目録台、二ツ折、のし、

一、貳朱 御用人中

一、貳朱 北条宗喜へ

吸もの出て盃出、

酒肴、四色小さらにて出る、

酒肴、四色小さらにて出る、

一、今夕方川合相田方へ遣、

五月廿日

一、今日ハ智泉院にて大般若修行二付、終日他行、暇乞廻り左之通、

酒井鷲山様 水谷齋跡 集堂小平太

尾張丁にて寿口波文庫見る、供 泰輔・伊助、

夕刻いせ太二而支度、智泉院へ戻る、

五月廿一日

一、相田半左衛門方招請にて、田町別荘にて饗応有之、及深更、

集堂小平太・林春塘も入来、供長門、

夜駕籠にて戻る、

五月廿二日

一、今日七ツ比方江戸門弟中相招申候事、

席 伊勢太二而、左之衆中入来、

長塩甚太左衛門 水谷齋跡 集堂小平太 相田半左衛門

相田半三郎 林春塘 市川利兵衛

称名寺 小高集太

芸者四人 内老人此方方、三人ハ阿州方召連、

平汁猪甲

献立

御朱印箱 大キサ寸法

御朱印箱襦籠前へ入、牧野様門前混雑二付、□□手前方乗物出、出る

前二御朱印若党二もたせ、

御朱印箱ハ外羽二重ふくさ二包、

牧野殿門前にて草履はきかへ、門ひらき有之、正面方入、

雨天二付、長柄差懸させ、玄關帳前へ出、名札出ス、

通り候様被申、通り申候所、諸寺社多人数有之、御朱印箱

ふくさ二包ながら持て通る、此時別席惣席の札の上二白紙

帳有之、其差別なし、凡四百人参の入込也、大二混雑之

事、扱御朱印箱前二置扣居申候所、大勢之内にて二番二呼

出し有之相済、寺格二も前後二も抱り不申候様子、如何

候とも相知不申、老番長崎大音寺也、扱御朱印御改之儀

ハ、廿三日習礼之通りにて相済之後、仮座之处にて御朱

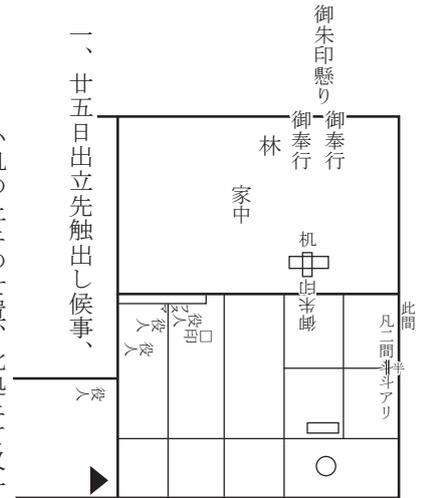
印ふくさ二包箱へ入、ふたヲ致し申候処、役人方勝手引

取、帰京も勝手二致し候様被申候事、

五月廿三日

一、牧野備前守様へ前日窺として罷出候事、習礼有之、

名札二枚出し申候、是ハ時二寄へし、



一、廿五日出立先触出し候事、

ハ机の上ニのせ置、此処にて又一応平伏して、▲印の処迄退く、  
暫あ□て役人より差図あり、其時機の前へ進ミ平伏すると、此時  
御朱机の上ニ直し有之、

御朱印改相済だと御奉行方被仰渡有之、それ方御朱印ヲ机の  
上方おろし取て引取、

右之通習礼にて相済、尤二三十人程一時ニ習礼有之、其内老人習礼有之  
ヲ皆々見て居る事也、是にて得と心得て引取申候事、

五月廿四日

一、六ツ前方牧野様へ罷出候事、前二記、▲廿二日興井記、御朱印御改御当日也、

乗物 六尺四人 長柄 挟箱 笠籠

白衣輪袈裟 若党袴羽織 近藤泰輔 下部伊助

若党袴羽織 河合専助

一、御朱印九通浅黄羽二重ふくさ二包、

写九通とも箱二入、

立帰り御礼之節、帰京届とも名札出  
ス、

一、御朱印御改相済之御礼名札、

習礼者、始 御朱印御本紙九

通とも、御朱印箱ふた裏返し、  
此ふた二人、但し 大御所様

の御朱印ヲ老番上ニ置、夫よ  
り権現様ヲ始次第二重ねて

置、扱ふたとも二〇印の処へ  
持出て下ニ置て、平伏して、

此時山城国池坊と披露アリ、  
それ方直ニ立て、御朱印持な

から机の前へすゝミ、御朱印

一、御朱印相済候二付、帰京御届名札

候御礼名札出し、扱又帰京御

届名札出ス、

一、青山様へ今日御朱印御改相  
済候二付、帰京仕候段名札ニ

相記、御届申上候事、  
一、酒井様御上屋敷御暇乞口上にて申置、

五月廿五日 快晴

一、今朝江戸出立之事、

(後略)

今般 京都六角堂  
御朱印御改無滞  
被 仰付、難有  
仕合奉存候、依  
之御礼奉申上候、以上、

池坊

今般 京都六角堂  
御朱印御改無滞  
相済候二付、明廿五日  
発足帰京仕候、此段御  
届申上候、以上、

池坊

解題 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」

細川 武稔

本史料は、天保九年（一八三八）、京都・六角堂（頂法寺）住持の華道家元四十一世池坊専明が参府（江戸へ下向）した時の、池坊側の記録である。天・地・人・下・跋の五冊から成り、各冊の表紙に「池坊専明誌」とあること、文中に専明を指して「自分」と書いている箇所があることから、専明の自筆と考えられる。今回は、専明一行が江戸に滞在していた四月一五日から五月二五日までの部分（「天」冊途中〜「下」冊途中）を翻刻する<sup>1)</sup>。

参府の目的は、史料名にあるように「御朱印御改」および「御代替御礼」であり、これらは一二代將軍徳川家慶の就任にともなうものだった。六角堂に発給された御朱印すなわち朱印状は、天正一三年（一五八五）、豊臣秀吉によるものが最初<sup>2)</sup>、江戸幕府がそれを継承した。内容は、山城国一乗寺村に一石の領地を認めるといふものである。將軍の名で朱印状が発給されるため、將軍の代替わりがあると新たな朱印状の発給を受ける必要が生じ、江戸にそれまでの朱印状を持参して、寺社奉行に確認してもらうことになっていた。これが「御朱印御改」である。また、それに連動して、江戸城で新將軍に拝謁すること、すなわち「御代替御礼」が行われた。

池坊にとって、参府の目的はもう一つあった。それは、延享三年（一七四六）以降行われるようになった「立花上覧」である。立花は江戸時代前期、池坊専好（二代）によって大成されたいけばなの様式で、多くの花や草木で構成され、大自然の姿を器の上に表現する。参府に際し、江戸城本丸御殿の黒書院溜之間で立花四瓶を將軍に披露するのが恒例で、本史料はその最も詳細な記録として価値がある。なお、立花上覧の歴史については別稿を参照されたい<sup>3)</sup>。

専明一行は、京都の町奉行所で事前手続きを終えた後、三月二二日京都を出立、四月一五日江戸に到着した。品川で池坊の門弟たちの出迎えを受けた後、旅宿へ向かった。旅宿は当初、小田原町（現・中央区日本橋室町一丁目あたり）を予定していたが、変更されて文政五年（一八二二）の参府時と同じく、茅場

町の智泉院（現・中央区日本橋茅場町一丁目）となった。

京都からの同行者のうち重要人物は、家元役人の近藤泰輔と築瀬長門である。近藤は立花にも堪能で、築瀬は専ら事務的な仕事に従事している。江戸の門弟では、相田半三郎（丞輔）が目立つ。田町に別荘を所有しており、江戸城内の人脈も豊富で、五月には池坊の江戸惣会頭になった<sup>4)</sup>。

専明は、一日休息をとった後の四月一七日、大老・老中など諸方へ「着府御届」すなわち江戸到着の報告を行った。その後の「御朱印御改」「御代替御礼」「立花上覧」の手続き・準備は、並行して進められたので、読解にあたっては注意を要する。以下、目的ごとに整理し、適宜説明を加える。

● 「御朱印御改」

〔四月一八日 御朱印写持参〕

前日の一七日に御朱印懸りの寺社奉行・本多下総守（康禎）への着府御届の際、朱印状の写を持参したが、旅宿のあたりで火事が起こったという情報が入ったため、日をあらためて確認を受けた。貼紙の「御朱印」に「写」の字を書き加えるよう求められたので、訂正して翌一九日に再び持参し、確認の上返却された。写は、初代家康から一一代家齊までの九通（家康のみ黒印、六代家宣・七代家継は早逝のためなし）で、これを三組作成した。

〔五月一八日 着帳〕

着帳とは、写二組（御朱印懸りの寺社奉行二人分）を提出し、御朱印御改の日時を通知されること。同じ目的で参府している者が多く、事務処理に時間がかかることもあつてか、着帳の日程が決まるまで約二カ月を要した<sup>5)</sup>。

〔五月二四日 御朱印御改〕

もう一人の御朱印懸り・牧野備前守（忠雅）宅に参り、まず朱印状の写一組（公儀分）を提出。その後、御朱印懸りの寺社奉行二人が着座する儀式に臨んだ。前日に習礼（予行練習）があつたので滞りなく終了し、確認を受けた朱印状の本紙は返却された。後日、新たに発給された朱印状を京都で受け取ることになる。

旅宿には先例にならって「御用が済むまで花の稽古などはお断り」と掲示を出していたが、実際には立花上覧終了後に様々な活動を行い、御朱印御改が終わるとただちに京都への帰途についている。

## ●「御代替御礼」

〔四月一七日 寺社奉行へ願出〕

月番の寺社奉行・青山因幡守(忠良)への着府御届の際、御礼の願書と先例書、献上物・拝領物の願書を提出した。青山は丹波篠山藩主で、家中の中野家から三十六世池坊専純の後妻が輩出するなど、池坊とは親しい関係にあった。青山家の寺社役で専明とたびたび面会する服部源左衛門は、中野と懇意の間柄だったという(同月一六日条)。

〔四月二八日 御代替御礼〕

大手門・下乗橋を経由し、御玄関から本丸御殿に上がった。御玄関までは御小人の永坂鑑八が、御殿内では御坊主の水谷斎跡が世話をしてくれた。水谷は文政五年(一八二二)に入門した池坊の門弟で、専明にとつて頼りになる存在だった。三御所(將軍家慶・大御所家斉・継嗣家定)へそれぞれ献上する十帖一本も、以前は常盤橋御影堂七兵衛へ申し付けていたのを、水谷が準備してくれたという。

待機場所は松之大広間だったが、水谷の御坊主部屋で休息させてもらい、いったん松之大広間へ戻ってから白書院帝鑑之間へ移動。寺社奉行の青山が「遠国寺社」と披露し、御礼が行われた。専明が着座した位置が図で示されている。

〔閏四月三日 時服拝領〕

前日の二日、御暇窺で青山宅へ出向いたところ、登城を命じられた。蘇鉄之間で待機し、檜之間で時服(袷)を拝領。拝領の場所は柳之間と檜之間が用いられ、池坊は「独御礼」格なので檜之間だった。

## ●「立花上覧」

〔四月一七日 先例書提出〕

寺社奉行の青山への着府御届の際、文政五年の先例書を提出。

〔四月二五日 準備開始〕

立花上覧は恒例となっていたため、正式決定前から準備を始めている。この日の葉松拵(枝に付ける松の葉を作ることに続き、閏四月七日には八王子に門弟を派遣して松を切らせ、同月一〇日の幹作り(部材をつなぎ合わせて理想的な枝ぶりにつくこと)と続く。同月一六日には、上覧が延期になることも考

慮し、再度八王子山で葉松を切らせている。

〔四月二八日 立花上覧願〕

御代替御礼が済んだ後、お礼回りをする中で青山宅を訪れた際、二〇日に準備しておいた願書および寛政九年・文政五年の詳細な先例書を提出。先例書を簡略にするよう命じられ(同月晦日)、閏四月朔日に再提出した。

〔閏四月朔日 用意之品依頼、花瓶拝借〕

御数寄屋方御座敷懸りの鈴木宗栄より、立花上覧に必要な品を尋ねてきたので、書付を渡した。そこに記されたのは、手桶に入れた水、柄杓、寒水石、水次・如露などであった。寒水石は、上覧に供する四瓶のうちの一・砂物に用いた。砂物は立花の一類型で、通常は水面を見せるところに砂(小石)を敷き詰めることからこの名がある。

また同日、阿州(蜂須賀齊昌)屋敷で花瓶と砂鉢(砂物用の器)を拝借している。これは、上覧時に用いる器が江戸城備え付けで持ち出せないため、下準備で使うことを想定した措置である。蜂須賀は阿波徳島藩主。家中の林春塘は池坊の門弟で、藩の「御花司」を務めており、本史料では頻繁に登場する。

〔閏四月六日 立花上覧仰付〕

青山から服部を通じ、正式に立花上覧の命が通知され、書付も渡された。本来は寺社奉行から直接通知されるが、今回は青山が多忙だった旨の注記がある。

〔閏四月七日 手伝い関係等の願書・例書持参〕

門弟を手伝いのため連れていくことの願書、用意してほしい品々についての願書、上覧前日の下指についての口上書などを提出。込藁(藁を束ねて枝を挿し、固定する道具)と花具(花材)は池坊側で準備するという。下指は本史料では下組とも記され、下準備のこと。仮に器に挿し入れるところまで行う。

〔閏四月八日 瓶数書付〕

青山の求めに応じ、上覧の瓶数を書面にしたためた。真の立花一瓶、行の立花対瓶(二瓶)、草の立花(砂物)一瓶の計四瓶。

〔閏四月一八日 上覧日通知〕

床・花瓶等の拝見許可(同月一二日)に続き、上覧日が閏四月二四日に決まったという書付を服部から渡された。

〔閏四月二〇日 床・花瓶等拝見〕

門弟二名を連れて登城。中ノ口から御殿に上がり、黒書院溜之間で床の間や花瓶等を拝見。竹やものさしなどを用いて寸法を測った。溜之間の図が描かれ、用意を依頼した寒水石などが部屋の隅に置かれていたことがわかる。脇の花瓶（行の立花用）はかつて耳口のものを使っていたが、この年の西の丸の火事で失われたため、丸龍の花瓶に変更された。

〔閏四月二三日 下組、花組書付提出〕

門弟三名を連れて登城し、中ノ口から御殿に上がった。一一・二二日は旅宿で下指をしたが、この日は上覧の場となる黒書院溜之間で下組。溜之間の図には、水で畳が汚れないように毛氈を敷いたなどの注記がある。門弟の一人川合専助は遠江（静岡県）の人で、上覧の立花を手伝うために江戸に来ていた（同月朔日）。

下組終了後、料理を下された。家元の先例の場所は医者溜りだったが、御台所が普請中のため蘇鉄之間に変更。門弟は先例の御台所から檜之間廊下になった。花組の書付（使用した花材の名を書き出したもの）は、一二日にあらましまし準備したものを二二日に提出したが、間違いがあったために二三日登城した時に再提出。ところがまた間違いがあったので、下城後に再々提出した。

〔閏四月二四日 立花上覧〕

門弟三名を連れて登城し、中ノ口から御殿に上がった。黒書院溜之間で四瓶を仕上げ、水を注ぎ、砂鉢に石を入れた。ここでも溜之間の図が描かれており、真・行の立花計三瓶が床の間に、砂物はその左手前に向きを九〇度変えて置かれたことがわかる。立花三瓶完成後に朝の料理を、砂物完成後に夕の料理を下された。場所は下組の時と同じ。

寺社奉行の御見分に続く老中の御見分にあたっては、中古より池坊は隣の竹之廊下に出ることになっていたが、青山の取り計らいで古来のとおり溜之間に着座することを許された。その後、御坊主部屋で控えていると、上覧終了後に檜之間に入った青山から呼び出され、花を奥へ移動するのしばらく待つように言われた。専明と門弟は、将軍が立花を見る場にいることを許されていない。花が奥に移されたという報告を受けて下城した。

〔閏四月二六日 御褒美頂戴〕

呼び出しに応じて青山宅に赴き、褒美の白銀一〇枚を頂戴した。

●その他

姫路藩主の酒井雅楽頭（忠孝）と隠居の鷺山（忠実）が、たびたび登場する。譜代大名の酒井家は、寛保元年（一七四一）、酒井忠恭が前橋藩主・大坂城代の時に入門して以来の、池坊にとって特別な存在だった。

大名関連では、大和柳本藩主・織田大和守（信陽）の入門も注目される。四月二八日条には稽古を希望していると殿中で聞いたこと、五月二日条と同日条には入門したこと、織田邸に向いて立花と生花を調進したことが記されている。

専明は五月一日、江戸在中の門弟たちと盛大な花会を催した。会場は旅宿の智泉院に加え、向かいの料理茶屋・伊勢太も借用した。閏四月二九日条に宣伝の紙が貼り付けられており、「立花生花惣会」と記される。生花（しょうか）は立花より簡略な様式で、江戸時代中期に成立し、当時人気が高まりつつあった。また専明は江戸滞在中、何度か名所見物に出かけている。特筆すべきは五月一日で、旅宿から近い鎧の渡しから船に乗って利根川（現・旧江戸川）の妙見島あたりまで行っている。当時の江戸は運河が整備されており、この時も小名木川や新川といった運河を経由したと推測される。

【注】

- (1) 本史料の内容を紹介したものとしては、池坊中央研究所編「四十一世専明宗匠参府道中記」〔華道』二〇〇三年一月号〜二〇〇四年二月号〕がある。
- (2) 天正一三年一月二一日豊臣秀吉朱印状（名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』二）吉川弘文館、二〇一六年）。
- (3) 本紀要所収の拙稿「江戸における立花上覧の歴史」。
- (4) 『門弟仮留帳』（華道家元池坊総務所蔵）。
- (5) 天保九年には閏四月があるので、約二ヵ月となる。

（華道家元池坊総務所池坊中央研究所主任研究員）